

日の出町障害者計画  
第7期日の出町障害福祉計画  
第3期日の出町障害児福祉計画



日の出町「ひのでちゃん」

令和6年3月  
日の出町



## 「自立と共生の社会」(真のバリアフリー社会)の実現に向けて

この度、「日の出町障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定しました。

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定したもので、現行計画の令和3年4月1日から令和6年3月31日までの計画を見直し策定したものです。

日の出町では、現行計画を策定してからの3年間、『ライフステージに応じた 選択・決定ができる町づくり～福祉サービスの充実と意思決定支援の促進を目指して～』を基本理念に障がい者に対する施策を推進してまいりました。

そのような中、国においては令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、障害者の自立及び社会参加の支援等のための総合的かつ計画的な推進が図られ、本町においても令和5年3月に「第五次日の出町長期総合計画」が見直され、後期基本計画において障がい者支援の充実が進められており、令和5年度末で現行計画が終了するため、総合計画と整合を図るよう内容を見直し、この度、令和6年度から始まる新たな計画を策定いたしました。

本計画の主な内容としまして『自らの選択・決定による自己実現が、地域とのつながりをつくるまち～必要とする支援・サービスの享受と障壁のない社会参加を目指して～』を基本理念に4つの基本目標により、町における障がい者施策を総合的・計画的に推進するための内容となっております。

本計画の推進にあたっては、町民の皆さま、関係機関の方々と協働し、基本理念の実現に向けて取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたりアンケート調査にご協力を頂きました町民の皆さま、貴重なご意見とご提案を頂きました日の出町障害者計画策定委員会の委員の皆さま、そして、ご協力頂きましたすべての方々に心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

日の出町長 田村 みさ子



# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
第1節 計画策定の趣旨 .....	3
第2節 計画の位置付けと計画期間.....	4
第3節 計画の策定の背景.....	6
第4節 計画の策定体制 .....	8
<b>第2章 障害福祉をめぐる日の出町の状況</b> .....	<b>9</b>
第1節 障がい者・障がい児の状況.....	9
第2節 障害福祉サービスの利用状況 .....	16
第3節 アンケート調査概要 .....	20
<b>第3章 計画の基本理念と基本目標</b> .....	<b>25</b>
第1節 計画の基本理念 .....	25
第2節 計画の基本目標 .....	26
第3節 施策の体系 .....	27
<b>第4章 施策の展開（日の出町障害者計画）</b> .....	<b>29</b>
基本目標1. 自らの選択・決定による自己実現ができるまち.....	29
基本目標2. ライフステージに応じた支援がされるまち.....	31
基本目標3. 安心して地域で暮らし続けられるまち.....	33
基本目標4. 共に支え合い地域とのつながりが実感できるまち .....	36
<b>第5章 数値目標と確保のための方策</b> .....	<b>39</b>
<b>（第7期日の出町障害福祉計画・第3期日の出町障害児福祉計画）</b>	
第1節 第6期計画の目標と実績 .....	39
第2節 令和8年度に向けた成果目標.....	45
第3節 障害福祉サービス等の見込量と確保策.....	51
第4節 地域生活支援事業等の見込量と確保策.....	64
<b>第6章 計画の推進</b> .....	<b>72</b>
第1節 計画の推進体制 .....	72
第2節 計画の進行管理と評価.....	73
<b>資料編</b> .....	<b>74</b>
1 日の出町障害者計画策定委員会設置要綱 .....	74
2 日の出町障害者計画策定委員会委員名簿 .....	76
3 策定経過.....	76
4 用語解説.....	77



# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

日の出町では、令和3年3月に障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づく「日の出町障害者計画・第6期日の出町障害福祉計画・第2期日の出町障害児福祉計画」を策定し、町の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

国における施策は、令和4（2022）年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が制定され、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第56号。「障害者差別解消法改正法」）の成立・公布等を踏まえて、令和5（2023）年3月に「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定されています。

東京都においても「東京都障害者・障害児施策推進計画」（令和3年度～令和5年度）により、「①全ての都民が共に暮らす共生社会の実現」、「②障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」、「③障害者がいきいきと働ける社会の実現」を基本理念とし、5つの施策目標を掲げて障害者福祉の推進を図っています。

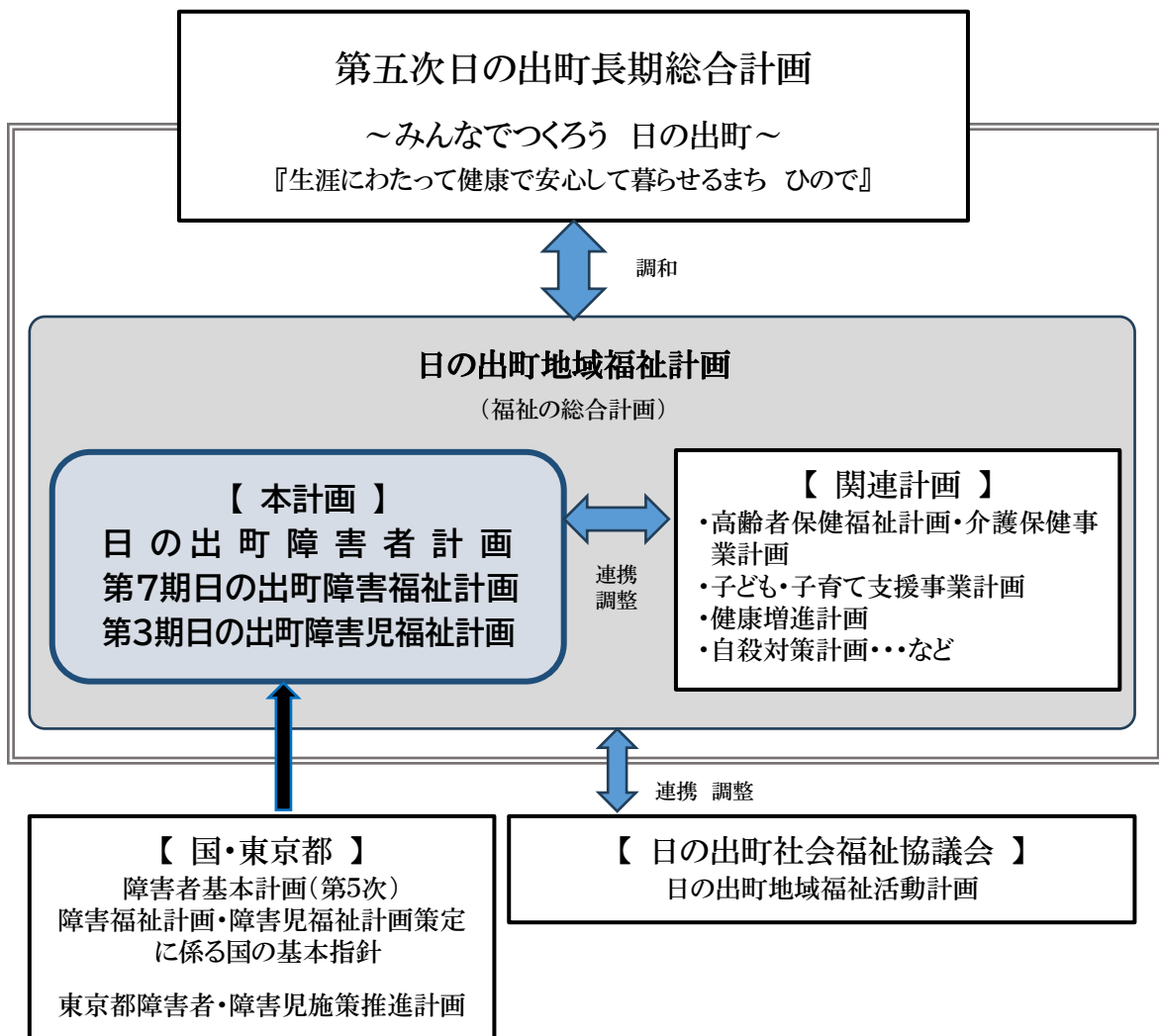
この度、現行計画の計画期間が令和5年度に満了をむかえ、国や東京都の動向及び社会情勢の変化等を踏まえるとともに、これまでの取組の進捗状況の点検・評価を行い、これまで以上に障がい者の自立や社会参加を促すための施策を進めるよう、「日の出町障害者計画・第7期日の出町障害福祉計画・第3期日の出町障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 第2節 計画の位置付けと計画期間

### 1 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定したものであり、町における障がい者施策を総合的・計画的に推進するための計画として位置付けられています。

また、本計画は「第五次日の出町長期総合計画・後期基本計画」を上位計画に、日の出町地域福祉計画や関連計画と調和を図るとともに、国の「障害者基本計画（第5次）」や障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る国の基本指針に即し、東京都の基本的な考え方を踏まえて策定しています。





## ■持続可能な開発目標(SDGs)と本計画の関連性について■

SDGsとは、2015（平成 27）年に国連が開催した「国連持続可能な開発サミット」にて、全会一致で採択された、今後の世界の国々が取り組むべきゴールとして定められたものです。2030（令和 12）年を目標にした、全部で 17 のゴールと 169 の詳細なターゲットが定められており、今後の企業や行政、そして一人ひとりの個人のあり方にとって重視されるゴールとなっています。

町は「第五次日の出町長期総合計画」において SDGs（持続可能な開発目標）で掲げられている 17 のゴールの達成を設定しています。

本計画では、掲げる施策や事業等を推進することにより、SDGs の達成に取り組んでいきます。

SDGs（持続可能な開発目標）の視点 （本計画に関連するゴール）	
3	すべての人に健康と福祉を
4	質の高い教育をみんなに
8	働きがいも経済成長も
10	人や国の不平等をなくそう
11	住み続けられるまちづくりを
16	平和と公正をすべての人に
17	パートナーシップで目標を達成しよう



## 2 計画の期間

本計画は、障がい者や障がい児に係る計画として一体的に策定することから、障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための国の基本指針に定める計画策定期限、期間及び見直し時期の規定と整合を図り、計画期間を令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年とします。

## 3 計画の対象者

「計画の対象者」とは、「障害者基本法」第 2 条に規定されている、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他、てんかん、自閉症、難病を含む心身の機能に障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に制限を受けている状態にある人を対象とします。

（本計画では、計画文章中の表記は一部を除き「障がい者」とする。）

## 第3節 計画の策定の背景

### 1 国の障害者基本計画

国は、令和5（2023）年3月14日に「障害者基本計画（第5次）」を閣議決定し、令和5（2023）年度からの5年間で対象として障がい者の自立及び社会参加の支援等のための総合的かつ計画的な推進を図っています。

#### ■各分野における障がい者施策の基本的な方向■

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	
(1)権利擁護の推進、虐待の防止	(2)障害を理由とする差別の解消の推進
2. 安全・安心な生活環境の整備	
(1)住宅の確保 (2)移動しやすい環境の整備等	(3)アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4)障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	
(1)情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2)情報提供の充実等	(3)意思疎通支援の充実 (4)行政情報のアクセシビリティの向上
4. 防災、防犯等の推進	
(1)防災対策の推進 (2)東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進	(3)防犯対策の推進 (4)消費者トラブルの防止及び被害からの救済
5. 行政等における配慮の充実	
(1)司法手続等における配慮等 (2)選挙等における配慮等	(3)行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 (4)国家資格に関する配慮等
6. 保健・医療の推進	
(1)精神保健・医療の適切な提供等 (2)保健・医療の充実等 (3)保健・医療の向上に資する研究開発等の推進	(4)保健・医療を支える人材の育成・確保 (5)難病に関する保健・医療施策の推進 (6)障害の原因となる疾病等の予防・治療
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	
(1)意思決定支援の推進 (2)相談支援体制の構築 (3)地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4)障害のあるこどもに対する支援の充実 (5)障害福祉サービスの質の向上等	(6)福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 (7)障害福祉を支える人材の育成・確保
8. 教育の振興	
(1)インクルーシブ教育システムの推進 (2)教育環境の整備	(3)高等教育における障害学生支援の推進 (4)生涯を通じた多様な学習活動の充実
9. 雇用・就業、経済的自立の支援	
(1)総合的な就労支援 (2)経済的自立の支援 (3)障害者雇用の促進	(4)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5)一般就労が困難な障害者に対する支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	
(1)文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	(2)スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進
11. 国際社会での協力・連携の推進	
(1)国際社会に向けた情報発信の推進等 (2)国際的枠組みとの連携の推進	(3)政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4)障害者の国際交流等の推進

## 2 障害福祉計画及び障害児福祉計画

国は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」の改正を行い、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が令和6～8年度までの第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定するにあたって即すべき事項を定めています。

### ■主な改正点■

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</li><li>② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li><li>③ 福祉施設から一般就労への移行等</li><li>④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築</li><li>⑤ 発達障害者等支援の一層の充実</li><li>⑥ 地域における相談支援体制の充実・強化</li><li>⑦ 障害者等に対する虐待の防止</li><li>⑧ 地域共生社会の実現に向けた取組</li><li>⑨ 障害福祉サービスの質の確保</li><li>⑩ 障害福祉人材の確保・定着</li><li>⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定</li><li>⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進</li><li>⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</li><li>⑭ その他:地方分権提案に対する対応</li></ol> |
|---|

## 3 その他の障害者施策の動向

<b>① 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進</b>
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 <sup>1</sup> においては、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。
<b>② 障害者による文化芸術活動の推進</b>
令和5(2023)年3月に改定された「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」において、「障害者による幅広い文化芸術活動のさらなる促進や展開」、「文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実」、「地域における障害者による文化芸術活動の推進体制の構築」を目標とする取組を進めています。
<b>③ 成年後見制度の利用促進</b>
「第二期成年後見制度利用促進計画」が令和4(2022)年3月に閣議決定され、成年後見制度利用支援事業については、市町村長申立ての場合に限らず、本人や親族からの申立て等も対象になること、後見人以外の保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人、補助監督人、特別代理人の場合でも事業の対象になることなどが定められました。

<sup>1</sup> 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法：全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するために、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定された法律。

## 第4節 計画の策定体制

---

本計画は、障がい者団体及び家族団体の代表、識見を有する者、保健医療・福祉・教育といった関係機関等の関係者で構成される「日の出町障害者計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）において、内容を審議・検討され、その意見を踏まえたうえで策定しています。

また、本計画の策定にあたり、障がい者の生活状況や日頃から感じていること、今後地域で暮らすための必要な支援等を把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査を実施しました。

## 第2章 障害福祉をめぐる日の出町の状況

### 第1節 障がい者・障がい児の状況

#### 1 障害者手帳所持者の推移

町の総人口は、令和5年4月1日現在 16,390 人で、やや減少傾向で推移しています。

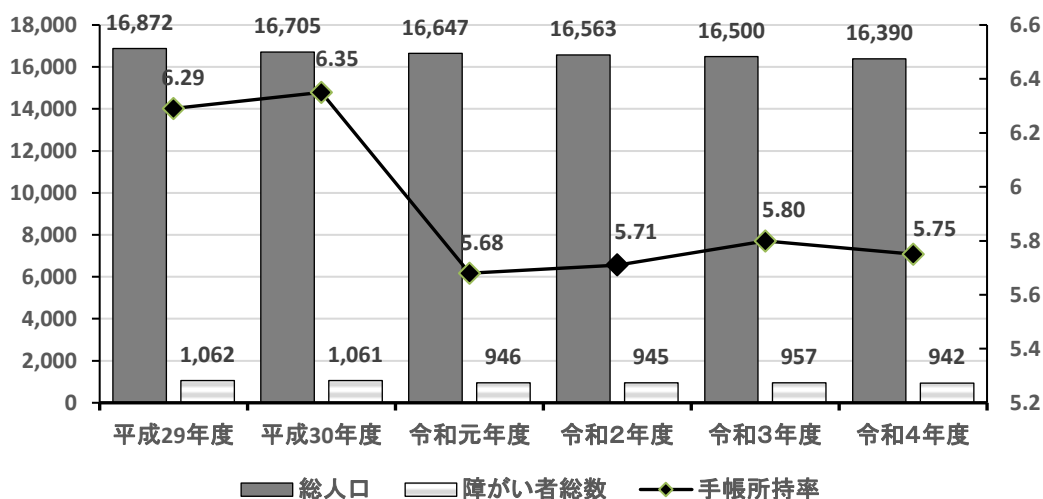
障害者手帳（3手帳の合計）所持者数については、令和元年度に減少し、以降は950人前後で推移しており、令和4年度で942人となっています。また、総人口に対する障がい者の割合は令和元年度に5.68%に減少し、以降は5.7%前後で推移しています。

障がい種別の内訳をみると、令和4年度において、身体障害者手帳が554人、愛の手帳（療育手帳）が214人、精神障害者保健福祉手帳が174人となっています。

身体障害者手帳所持者は、減少傾向で推移していますが、愛の手帳（療育手帳）所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者については、増加傾向で推移しています。

（※令和元年度の減少は、喪失者（転出者等）を整理したことによるもの）

#### ■ 総人口及び障害者手帳所持者の推移



資料：行政事務報告書（各年度3月末日）

	総人口	身体障害者 手帳所持者	愛の手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	計
平成29年度	16,872	737	184	141	1,062
平成30年度	16,705	730	187	144	1,061
令和元年度	16,647	605	188	153	946
令和2年度	16,563	586	194	165	945
令和3年度	16,500	582	202	173	957
令和4年度	16,390	554	214	174	942

資料：行政事務報告書（各年度3月末日）

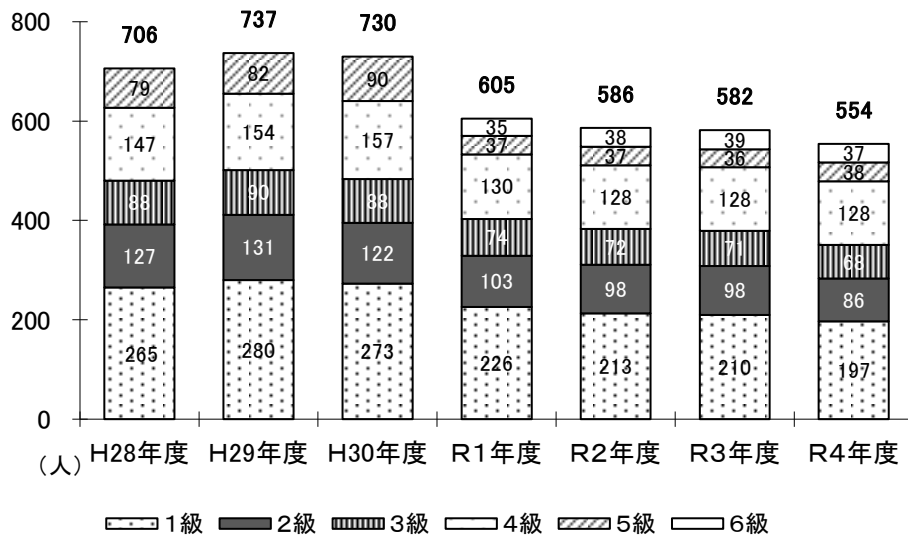
## 2 身体障がい者の状況

令和4年度の身体障害者手帳の等級別交付状況は554人で減少傾向となっており、内訳をみると1級が197人と最も多くなっています。重度障がい者である1級・2級を合わせると、283人となり半数を超えています。

年齢別の内訳をみると、令和4年度では、65歳以上は412人で74.4%と微減傾向となっていますが、18～64歳は23.3%となっており増加傾向で推移しています。

障がいの種類別でみると、令和4年度では、肢体不自由が300人で半数を超え、次いで内部障がい・その他が176人で多くなっています。

■身体障害者手帳所持者の内訳【等級別】



※平成28年度から30年度は5・6級合算  
資料：行政事務報告書（各年度3月末日）

■身体障害者手帳所持者の内訳【年齢別】

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
18歳未満	10 1.4%	12 1.6%	12 1.6%	11 1.8%	10 1.7%	13 2.2%	13 2.3%
18～64歳	159 22.5%	146 19.8%	132 18.1%	130 21.5%	123 21.0%	127 21.8%	129 23.3%
65歳以上	537 76.1%	579 78.6%	586 80.3%	464 76.7%	453 77.3%	442 75.9%	412 74.4%
合計	706	737	730	605	586	582	554

資料：行政事務報告書（各年度3月末日）

■身体障害者手帳所持者の内訳【障がい別】

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
視覚	39	45	44	42	36	37	36
聴覚・言語・平衡	63	65	65	49	47	45	42
肢体不自由	416	419	405	328	323	324	300
内部障がい・その他	188	208	216	186	180	176	176
合計	706	737	730	605	586	582	554

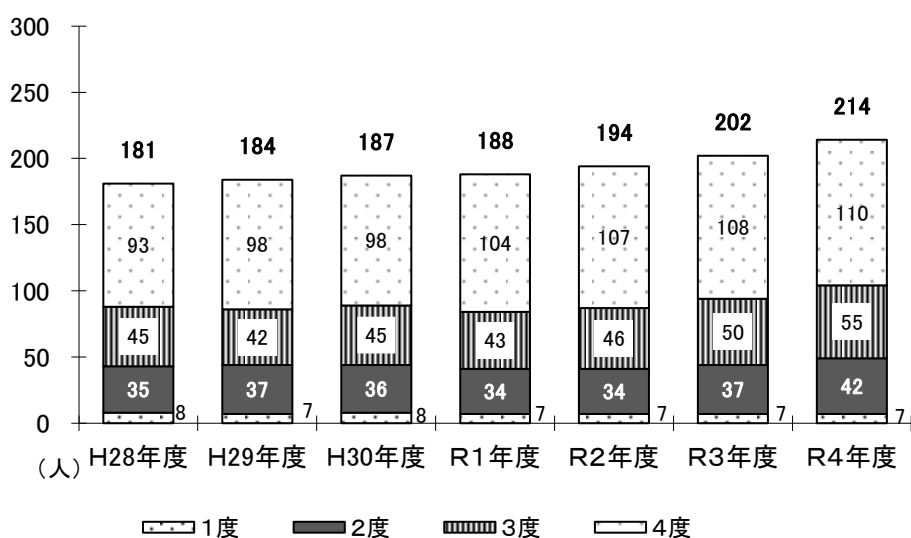
資料：行政事務報告書（各年度3月末日）

### 3 知的障がい者の状況

令和4年度の愛の手帳（療育手帳）の等級別交付状況は 214 人で増加傾向となっており、内訳をみると、4度が110人で最も多くなっています。

年齢別では、いずれの年代も人数が微増傾向であり、割合においては65歳以上の割合が増加傾向となっています。

■愛の手帳所持者の内訳【度数別】



資料：行政事務報告書（各年度3月末日）

■愛の手帳（療育手帳）所持者の内訳【年齢別】

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
18歳未満	37	39	38	39	39	41	38
	20.4%	21.2%	20.3%	20.7%	20.1%	20.3%	17.8%
18歳～64歳	124	125	126	126	130	134	144
	68.5%	67.9%	67.4%	67.0%	67.0%	66.3%	67.3%
65歳以上	20	20	23	23	25	27	32
	11.0%	10.9%	12.3%	12.2%	12.9%	13.4%	15.0%
合計	181	184	187	188	194	202	214

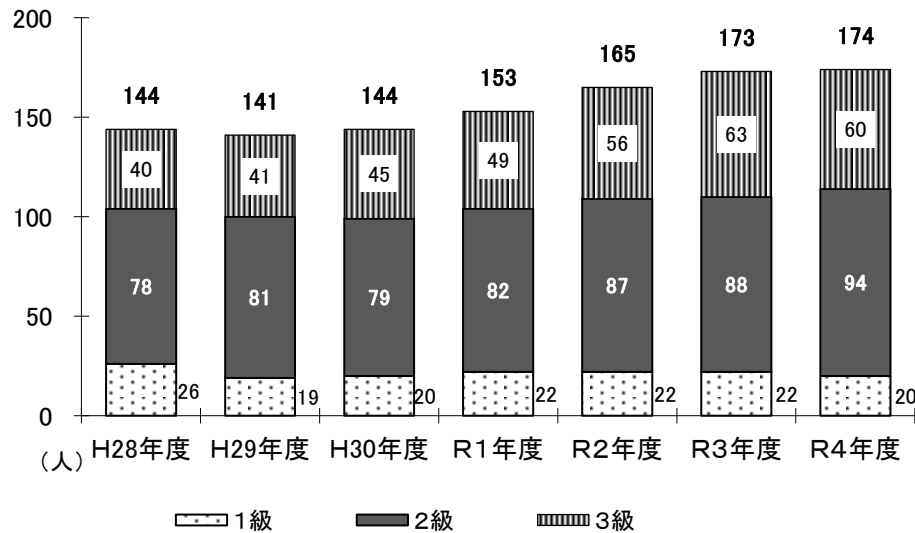
資料：行政事務報告書（各年度3月末日）

## 4 精神障がい者及び精神通院の状況

令和4年度の精神障害者保健福祉手帳の等級別交付状況は 174 人で増加傾向となっており、内訳をみると、2級が94人で最も多くなっています。

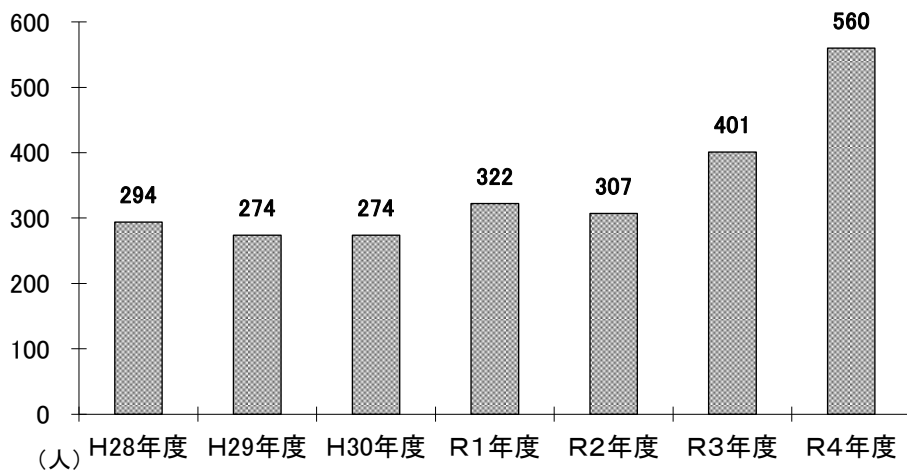
また、障害者自立支援医療費申請等（精神通院）件数は、令和4年度で560件と令和3年度より160件ほど増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳【等級別】



資料：行政事務報告書（各年度3月末日）

■障害者自立支援医療費申請等（精神通院）件数



資料：行政事務報告書（各年度3月末日）

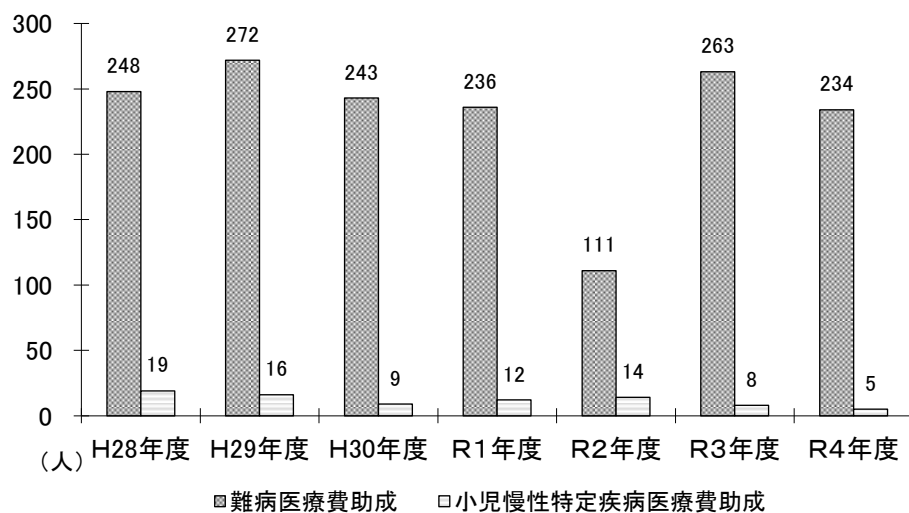


## 5 難病患者の状況

令和4年度の難病医療費助成及び小児慢性特定疾病医療費助成の申請等の件数は、難病医療費助成が234件、小児慢性特定疾病医療費助成が5件となっています。

(※令和2年度における難病医療費助成申請件数の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自動更新の取扱いとなったことによる。)

### ■ 難病医療費助成及び小児慢性特定疾病医療費助成申請等の件数の推移



資料：行政事務報告書（各年度3月末日）

## 6 支援が必要な子どもの状況

### (1) 在学の状況

支援を受けている児童・生徒の在学状況については、次の表の通りとなっています。

#### ■障がいのある児童・生徒の在学数の推移

			令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	
町立 学校	支援学級 (知的・固定)	小学校	12	13	14	9	
		中学校	8	9	5	9	
都立特別 支援学校	盲 (八王子盲学校)	小学校	—	—	—	—	
		中学校	—	—	—	—	
		高等部	—	—	—	—	
	ろう (立川学園)	小学校	—	—	—	—	
		中学校	—	—	—	—	
		高等部	—	—	—	—	
	肢体不自由 (あきる野学園)	小学部	—	—	—	—	
		中学部	—	—	1	1	
		高等部	1	—	—	—	
	病弱 (光明学園)	小学校	—	—	—	—	
		中学校	—	—	—	—	
		高等部	—	—	—	—	
	知的障がい (あきる野学園等)	小学部		12	14	13	9
				5	5	6	9
		高等部	あきる野学園	7	8	8	8
青峰学園			5	4	4	3	
計			50	53	51	48	

出典：各都立特別支援学校に対しての電話等での聞き取り調査による

## (2) 卒業見込の状況

次の表の通り、毎年5人前後が見込まれています。今後も、こうした状況を踏まえながら、生活の場・日中活動系サービス事業所の整備について検討していくとともに、子どもたちの個性に適した就労ができるよう職場体験等を促進する必要があります。

### ■障がいのある児童・生徒の卒業人数見込

		令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
高等部 特別 支援 学校	盲（八王子盲学校）	—	—	—	—
	ろう（立川学園）	—	—	—	—
	肢体不自由（あきる野学園）	1	—	—	—
	病弱（光明学園）	—	—	—	—
	知的障がい	あきる野学園	2	3	2
青峰学園		2	2	1	1
計		5	5	3	6

出典：各都立特別支援学校に対しての電話等での聞き取り調査による

## 第2節 障害福祉サービスの利用状況

(※令和5年度については見込値となっています。)

### 1 訪問系サービス

区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、(重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害等包括支援を含む)	サービス量 (時間/月)	計画値	1,264 時間	1,264 時間	1,264 時間
		実績値	1,003 時間	910 時間	920 時間
	実人数 (人/月)	計画値	35 人	35 人	35 人
		実績値	29 人	28 人	28 人

### 2 日中活動系サービス

区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	サービス量 (人日分/月)	計画値	714 人日分	735 人日分	756 人日分
		実績値	622 人日分	594 人日分	634 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	34 人	35 人	36 人
		実績値	33 人	32 人	33 人
自立訓練 (機能訓練)	サービス量 (人日分/月)	計画値	5 人日分	5 人日分	5 人日分
		実績値	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	1 人	1 人	1 人
		実績値	0 人	0 人	0 人
自立訓練 (生活訓練)	サービス量 (人日分/月)	計画値	46 人日分	46 人日分	69 人日分
		実績値	14 人日分	1 人日分	7 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	2 人	2 人	3 人
		実績値	1 人	0.1 人	0.4 人
就労移行支援	サービス量 (人日分/月)	計画値	82 人日分	103 人日分	103 人日分
		実績値	47 人日分	55 人日分	48 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	4 人	5 人	5 人
		実績値	2 人	3 人	3 人
就労継続支援 (A型)	サービス量 (人日/月)	計画値	78 人日分	98 人日分	98 人日分
		実績値	56 人日分	57 人日分	66 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	4 人	5 人	5 人
		実績値	3 人	3 人	3 人
就労継続支援 (B型)	サービス量 (人日分/月)	計画値	680 人日分	680 人日分	680 人日分
		実績値	663 人日分	751 人日分	838 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	40 人	40 人	42 人
		実績値	41 人	45 人	48 人
短期入所 (福祉型)	サービス量 (人日分/月)	計画値	45 人日分	45 人日分	45 人日分
		実績値	36 人日分	39 人日分	59 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	10 人	10 人	10 人
		実績値	7 人	8 人	11 人

短期入所 (医療型)	サービス量	計画値	8 人日分	8 人日分	8 人日分
	(人日分/月)	実績値	2 人日分	0 人日分	0 人日分
	実人数	計画値	2 人	2 人	2 人
	(人/月)	実績値	0.3 人	0 人	0 人
就労定着支援	実人数	計画値	1 人	1 人	2 人
	(人/月)	実績値	1 人	2 人	3 人
療養介護	実人数	計画値	2 人	2 人	2 人
	(人/月)	実績値	1 人	2 人	2 人

### 3 障害児通所支援サービス

区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	サービス量 (人日分/月)	計画値	53 人日分	53 人日分	53 人日分
		実績値	17 人日分	22 人日分	23 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	6 人	6 人	6 人
		実績値	2 人	4 人	5 人
医療型 児童発達支援	サービス量 (人日分/月)	計画値	22 人日分	22 人日分	22 人日分
		実績値	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	1 人	1 人	1 人
		実績値	0 人	0 人	0 人
放課後等 デイサービス	サービス量 (人日/月)	計画値	260 人日分	260 人日分	260 人日分
		実績値	250 人日分	238 人日分	301 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	18 人	18 人	18 人
		実績値	18 人	19 人	23 人
居宅訪問型 児童発達支援	サービス量 (人日/月)	計画値	22 人日分	22 人日分	22 人日分
		実績値	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	1 人	1 人	1 人
		実績値	0 人	0 人	0 人
医療的ケア児 支援のための コーディネーター	配置人数	計画値	0 人	0 人	1 人
	(人)	実績値	0 人	0 人	0 人

### 4 居住系サービス

区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	実人数 (人/月)	計画値	33 人	35 人	35 人
		実績値	35 人	39 人	42 人
施設入所支援	実人数 (人/月)	計画値	14 人	14 人	13 人
		実績値	15 人	15 人	15 人
自立生活援助	実人数 (人/月)	計画値	0 人	1 人	1 人
		実績値	0 人	0 人	0 人

## 5 相談支援

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計画相談支援	実人数 (人/月)	計画値	21人	21人	23人
		実績値	24人	23人	25人
地域移行支援	実人数 (人/月)	計画値	1人	2人	2人
		実績値	0人	0人	0人
地域定着支援	実人数 (人/月)	計画値	1人	2人	2人
		実績値	0.8人	0人	0人

## 6 障害児相談支援事業

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障害児相談支援	実人数 (人/月)	計画値	5人	5人	5人
		実績値	5人	5人	9人

## 7 地域生活支援事業

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>理解促進研修・啓発事業</b>				
理解促進研修・啓発事業	計画値	実施	実施	実施
	実績値	未実施	未実施	未実施
<b>自発的活動支援事業</b>				
自発的活動支援事業	計画値	実施	実施	実施
	実績値	未実施	未実施	未実施
<b>相談支援事業</b>				
(1) 相談支援事業	計画値	0か所	0か所	1か所
	実績値	0か所	0か所	0か所
基幹相談支援センター	計画値	0か所	0か所	1か所
	実績値	0か所	0か所	0か所
(2) 市町村相談支援機能強化事業	計画値	0か所	0か所	1か所
	実績値	0か所	0か所	0か所
(3) 住宅入居等支援事業	計画値	検討	検討	実施
	実績値	未実施	未実施	未実施
(4) 地域自立支援協議会設置・運営事業	計画値	1か所	1か所	1か所
	実績値	1か所	1か所	1か所
<b>成年後見制度利用支援事業</b>				
成年後見制度利用支援事業	計画値	0件/年	0件/年	1件/年
	実績値	0件/年	0件/年	0件/年
<b>コミュニケーション（意思疎通支援）支援事業</b>				
手話通訳制度利用支援事業	計画値	2件/年	2件/年	3件/年
	実績値	2件/年	2件/年	2件/年
要約筆記者派遣事業	計画値	1件/年	1件/年	1件/年
	実績値	0件/年	0件/年	0件/年

日常生活用具給付事業					
介護訓練支援用具		計画値	2 件/年	2 件/年	3 件/年
		実績値	1 件/年	1 件/年	1 件/年
自立生活支援用具		計画値	2 件/年	2 件/年	2 件/年
		実績値	3 件/年	3 件/年	3 件/年
在宅療養等支援用具		計画値	2 件/年	2 件/年	2 件/年
		実績値	1 件/年	0 件/年	0 件/年
情報・意思疎通支援用具		計画値	5 件/年	5 件/年	5 件/年
		実績値	0 件/年	0 件/年	0 件/年
排泄管理支援用具		計画値	410 件/年	420 件/年	430 件/年
		実績値	336 件/年	366 件/年	405 件/年
住宅改修費		計画値	2 件/年	2 件/年	2 件/年
		実績値	0 件/年	3 件/年	0 件/年
移動支援事業					
移動支援事業		計画値	50 人/月	52 人/月	52 人/月
		実績値	58 人/月	57 人/月	57 人/月
地域活動支援センター事業					
地域活動支援 センターⅡ型	整備数	計画値	2 か所	2 か所	2 か所
		実績値	2 か所	2 か所	2 か所
	実人数 (人/日)	計画値	40 人分/日	40 人分/日	40 人分/日
		実績値	40 人分/日	24 人分/日	24 人分/日
その他地域生活支援事業					
日中一時支援事業	実人数 (人/月)	計画値	1 人/月	1 人/月	1 人/月
		実績値	0 人/月	1 人/月	1 人/月
福祉ホーム事業	実人数 (人/月)	計画値	3 人/月	3 人/月	3 人/月
		実績値	2 人/月	2 人/月	2 人/月
障害者交通費助成 事業	実人数 (人/年)	計画値	75 人/年	75 人/年	75 人/年
		実績値	71 人/年	73 人/年	75 人/年
自動車運転教習費 助成事業	実人数 (人/年)	計画値	1 人/年	1 人/年	1 人/年
		実績値	0 人/年	0 人/年	2 人/年
身体障害者自動車 改造費助成事業	実人数 (人/年)	計画値	1 人/年	1 人/年	1 人/年
		実績値	0 人/年	2 人/年	0 人/年
腎臓機能障害者 交通費助成事業	実人数 (人/年)	計画値	40 人/年	40 人/年	40 人/年
		実績値	38 人/年	34 人/年	40 人/年
心身障害者福祉手当	実人数 (人/年)	計画値	120 人/年	120 人/年	120 人/年
		実績値	112 人/年	114 人/年	120 人/年
特殊疾病福祉手当	実人数 (人/年)	計画値	170 人/年	170 人/年	170 人/年
		実績値	166 人/年	153 人/年	170 人/年
訪問入浴サービス	実人数 (人/年)	計画値	2 人/年	2 人/年	3 人/年
		実績値	0 人/年	0 人/年	0 人/年

## 第3節 アンケート調査概要

### 1 調査の実施概要

本計画の策定にあたり、障がい者の生活状況や日頃から感じていること、今後地域で暮らすための必要な支援等を把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査を実施しました。

#### (1) 調査の種類と実施方法

調査対象と配布数	町内に居住している障がい者 1,000 人
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年8月

#### (2) 回収結果

有効配布数	回収数	有効回収数
994 人	496 人 (回収率 49.9%)	496 人 (回収率 49.9%)

※送付時点で死亡・転居等による回答不能6人

### 2 調査結果の概要

項目	主な調査結果
回答者の属性	<ul style="list-style-type: none"><li>• 年齢については、「40～64 歳」の割合が 31.0%で最も高く、次いで「75 歳以上」(30.0%)、「65 歳～74 歳」(19.0%)などの順となっています。</li><li>• 同居者については、「配偶者(夫または妻)」の割合が 37.7%で最も高く、次いで「父母」(25.4%)、「子ども」(17.3%)などの順となっています。なお、「いない(一人で暮らしている)」の割合は 27.6%でした。</li><li>• 日常生活の中で必要な支援については、「一部(時々)必要」と「全部必要」を合わせた“必要である”の割合をみると、『⑦外出の介助』が 41.0%で最も高く、次いで『⑨お金の管理の援助』(39.3%)、『⑩薬の管理の援助』(35.3%)、『⑧家族以外の人との意思疎通の援助』(31.7%)などの順となっています。</li><li>• 主な支援者については、「ホームヘルパーや施設の職員」の割合が 37.5%で最も高く、次いで「父母」(26.4%)、「配偶者(夫または妻)」(21.7%)などの順となっています。年齢別でみると、39 歳までは「父母」、40～64 歳・75 歳以上では「ホームヘルパーや施設の職員」、65～74 歳では「配偶者(夫または妻)」の割合がそれぞれ最も高くなっています。</li></ul>



障がいの状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 発達障がいとして診断の有無については、全体では「ある」の割合が 14.3%、「ない」が 73.4%となっています。年齢別でみると、「ある」の割合が 18 歳未満で 68.0%と高く、概ね年齢が上がるにつれ減少しています。</li> <li>• 高次脳機能障がいとして診断の有無については、全体では「ある」の割合が 6.0%、「ない」が 83.3%となっています。 また、関連する障がいについては、全体では「肢体不自由（下肢）」の割合が 63.3%で最も高く、次いで「音声・言語・そしゃく機能障がい」「肢体不自由（上肢）」（同率 56.7%）、「肢体不自由（体幹）」（30.0%）などの順となっています。</li> <li>• 医療的ケアの有無については、全体では「受けている」の割合が 31.3%、「受けていない」が 58.5%となっています。 また、医療的ケアの種類は、全体では「服薬管理」の割合が 48.4%で最も高く、次いで「透析」（14.8%）、「ストーマ（人工肛門・人工膀胱）」（11.6%）などの順となっています。</li> </ul>
住まいや暮らしについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一緒に暮らしている人については、「配偶者またはパートナーや子どもと一緒に暮らしている」の割合が 40.9%で最も高く、次いで「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている」（26.2%）、「福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしている」（16.9%）、「一人で暮らしている」（11.5%）などの順となっています。</li> <li>• 今後一緒に暮らしたい人については、現在の状況とほぼ同じですが、「一人で暮らしたい」（16.5%）の割合が増加しています。 また、愛の手帳所持者では「福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしたい」の割合が他の種類に比べて高くなっています。</li> <li>• 希望する暮らしを送るために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」の割合が 46.0%で最も高く、次いで「相談対応等の充実」（34.5%）、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」（33.1%）、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（31.7%）などの順となっています。</li> </ul>
外出について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外出の頻度については、「ほぼ毎日外出する」の割合が 39.9%で最も高く、次いで「1 週間に数回外出する」（29.0%）の順となっています。 また、外出する際の主な同伴者は、「一人で外出する」の割合が 40.7%で最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」（21.7%）、「父母」（13.3%）、「ホームヘルパーや施設の職員」（11.7%）などの順となっています。</li> <li>• 外出時に困ること、外出しない理由については、「公共交通機関が少ない、またはない」の割合が 23.6%で最も高く、次いで「お金がかかる」「困った時にどうすればいい</li> </ul>

	<p>のか心配」（同率 19.6%）、「道路や駅に階段や段差が多い」（15.5%）などの順となっています。</p>
就労について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 収入を得る仕事については、「仕事はしていない」の割合が 60.3%で最も高く、次いで「収入を得る仕事をしている」（32.1%）、「収入を得ない仕事をしている（家事・ボランティアなど）」（5.2%）の順となっています。</li> <li>• 勤務形態については、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が 32.1%で最も高く、次いで「就労継続支援A型・B型」（24.5%）、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」（18.2%）、「自営業、農林水産業など」（12.6%）などの順となっています。</li> <li>• 仕事上、困っていることや不安に感じていることについては、「人間関係がうまくいかない」の割合が 27.6%で最も高く、次いで「収入が少ない」（24.1%）、「障がいに対する理解が得られない」（20.7%）、「就労時間が長く、負担である」「体調が不安定で仕事に支障が出る」「通勤するのが大変」（同率 17.2%）などの順となっています。</li> <li>• 今後の就労意向については、「仕事をしたい」の割合が 38.9%、「仕事はしたくない、できない」が 54.7%となっています。</li> <li>• 障がい者の就労支援として必要なことについては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が 42.3%で最も高く、次いで「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」（35.1%）、「通勤手段の確保」（31.3%）、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」（30.0%）などの順となっています。</li> </ul>
相談相手、情報の入手先、情報通信機器の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 悩みや困ったことの相談相手については、「家族や親せき」の割合が 64.7%で最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師、病院のケースワーカー」（25.0%）、「友人・知人」（21.8%）、「サービス事業所や施設の職員」（21.6%）などの順となっています。</li> <li>• 障がいのことや福祉サービス等に関する情報入手先については、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」の割合が 30.2%で最も高く、次いで「行政機関の広報誌」（25.4%）、「家族や親せき」（21.2%）、「インターネット」（19.8%）などの順となっています。</li> <li>• パソコンやスマートフォンの活用方法については、「メールやLINEで家族や知人などと交流している」の割合が 46.2%で最も高く、次いで「インターネットで情報を入力している」（35.9%）、「ゲームや音楽、動画、読書など趣味を楽しんでいる」（30.2%）、「買い物をしている」（22.4%）などの順となっています。</li> </ul>

<p>障害福祉サービス等の利用について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現在利用しているサービスについては、「計画相談支援」の割合が 13.5%で最も高く、「生活介護」（7.3%）、「施設入所支援」（6.7%）、「就労継続支援（A型、B型）」（6.5%）、「共同生活援助（グループホーム）」（6.3%）などの順となっています。</li> <li>• 必要なサービスの利用ができていないかについては、「利用できている」の割合が 29.0%で最も高く、次いで「わからない」「必要なサービスはない」（同率 21.0%）、「利用できていない」（10.5%）などの順となっています。また、性別でみると、男性では「利用できている」、女性では「わからない」の割合がそれぞれ最も高くなっています。</li> <li>• 必要なサービスの利用ができていない、利用できなかった理由については、「サービスを受ける必要がないため」の割合が 34.6%で最も高く、次いで「サービスがあることを知らなかったため」（15.4%）、「サービスの対象者に含まれないため（※年齢制限・障害支援区分が合致しない等）」「地域にサービス提供事業所がないため」「利用料金がかかるため」（同率 9.6%）、などの順となっています。</li> <li>• サービス利用時の心配については、「自分がどんなサービスを使えるのか、わからない」の割合が 24.6%で最も高く、次いで「どのようなサービスがあるのか、わからない」（21.6%）、「サービスにかかる料金などの経済的な負担が心配」（17.7%）、「サービスを使うための方法や相談の仕方がわからない」（15.9%）などの順となっています。</li> </ul>
<p>権利擁護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障がいがあることでの差別や嫌な思いをする（した）ことについては、「ない」の割合が 48.2%で最も高くなっています。次いで「少しある」（22.0%）、「ある」（16.1%）が続き、これらを合わせた“差別や嫌な思いをしたことがある”の割合は 38.1%となっています。</li> <li>• 成年後見制度の認知については、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が 35.3%で最も高く、次いで「名前も内容も知っている」（31.5%）、「名前も内容も知らない」（24.6%）の順となっています。</li> <li>• 成年後見制度を利用したいかについては、「利用したい」の割合が 44.9%で最も高く、次いで「わからない」（26.9%）、「利用したくない」（15.4%）、「利用している」（12.8%）の順となっています。</li> </ul>
<p>災害時の避難等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地震等の災害時や火事の際に一人で避難できるかについては、「できる」の割合が 41.1%で最も高く、次いで「できない」（31.5%）、「わからない」（22.2%）の順となっています。</li> <li>• 災害時に不安なことについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が 41.1%で最も高く、次いで「一人では避難できない」（40.1%）、「安全など</li> </ul>

	<p>ころまで、迅速に避難することができない」(37.1%)、「投薬や治療が受けられない」(34.3%)などの順となっています。</p>
療育・教育について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障がいのある子どもの療育や教育について、困っていることについては、「療育を受けられるサービスが不十分、または受けられない」の割合が40.0%で最も高く、次いで「療育や教育に関する情報が不十分、または得られない」「保育や教育課程で、障がい特性に合った支援が不十分、または受けられない」(同率32.0%)、「家族が療育できる知識や技術を学ぶ機会がない」(28.0%)などの順となっています。</li> <li>• 障がいのある子どもと生活するうえで、困っていることについては、「子どもを預けられるところが少ない、またはない」の割合が60.0%で最も高く、次いで「子どもを預けられる時間が短い」(44.0%)、「障がいのある子どもについての情報交換や悩み事などを相談できる人がいない」(40.0%)、「日常の子育て(通学や通所、兄弟の世話、家事など)を支援してくれる人が不十分、またはいない」(32.0%)などの順となっています。</li> </ul>
日の出町の暮らしやすさ、自身の幸福度等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日の出町は暮らしやすい町かどうかについては、「どちらかという暮らしやすいまちだと思う」の割合が49.6%で最も高く、次いで「とても暮らしやすいまちだと思う」(25.6%)が続き、これらを合わせた「暮らしやすい町だと思う」の割合は75.2%となっています。</li> <li>• 近所の人とのつきあいの程度については、「会えばあいさつする程度」の割合が36.7%で最も高く、次いで「ほとんどつきあいがいい」(23.8%)、「たまに世間話をする程度」(20.4%)、「親しくつきあっている」(16.3%)などの順となっています。</li> <li>• 幸福度について、各点数を0～4点、5～7点、8～10点の3つに分けて、低得点群、中得点群、高得点群とすると、「0～4点(低得点群)」の割合は11.5%、「5～7点(中得点群)」の割合は42.5%、「8～10点(高得点群)」の割合は41.1%となっています。また、手帳と障がいの種類別で得点群の割合をみると、精神障害者保健福祉手帳では「0～4点(低得点群)」の割合が他の種類に比べて高くなっています。</li> </ul>

## 第3章 計画の基本理念と基本目標

### 第1節 計画の基本理念

本計画の上位計画である「第五次日の出町長期総合計画 後期基本計画」では、障がい者支援施策において、『障がいのある方々が、必要とする支援・サービスを楽しみ、地域で自立した生活を営み、積極的に社会参加できる町になっています』という姿を目標に掲げています。

また、「日の出町民憲章」では、『お互いに手を取り助け合い、心の通う明るいまちにしよう』、『子どもたちがすくすく育ち、おとしよりの幸せなまちにしよう』、『働くことをよろこび、みんな健康で住みよいまちにしよう』など5つのまちづくりの目指すべき姿を定めています。

国の「障害者基本計画（第5次）」の基本理念では『共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。』としています。

このような方向性を鑑み、本計画では、障がい者自らの選択と決定による自己実現が可能であり、地域の中でつながりを実感できる姿を目指して、計画の理念を次のように定めます。

『自らの選択・決定による自己実現が、地域とのつながりをつくるまち

～必要とする支援・サービスの享受と障壁のない社会参加を目指して～ 』

## 第2節 計画の基本目標

本計画では、基本理念を実現するために次の4つの基本目標を掲げます。

### 基本目標1

自らの選択・決定による  
自己実現ができるまち

自分の生活や生き方を自身で選択・決定して自分らしい豊かな暮らしを過ごすために、必要とする支援やサービスが享受できるよう、相談支援や障害福祉サービスの充実や質の向上を進めるとともに、障がいの特性に応じた適切な支援の提供や関係機関等の連携の強化を図り、切れ目のない支援環境を整備していきます。

### 基本目標2

ライフステージに応じた  
支援がされるまち

乳幼児期から学校卒業まで、一人ひとりの障がいの状況に応じた保育と教育を推進するとともに、成人後も自立した生活や子育てを営むことができるよう日常生活や就労に向けた支援に努めます。

### 基本目標3

安心して地域で暮らし続けられるまち

社会環境の変化に伴い、価値観やライフスタイルが多様化する中で、障がいのある人が地域で安心して生活が続けられるよう、バリアフリーに配慮した環境整備や災害時における地域住民の協力による安全対策の充実、障がいのある人の家族への支援体制の構築に努めます。

### 基本目標4

共に支え合い地域とのつながりが実感できるまち

障がいのある人、障がいのない人が分け隔てなく、共に支え合って生きていくために、障がいのある人や障がいに対する偏見や差別、社会的障壁(バリア)のない環境を整備するとともに、権利擁護やICTを活用した意思疎通支援等に努め、障がいについてや障がいがある人への理解促進に取り組みます。

### 第3節 施策の体系

基本目標	節	項
1 自らの選択・決定による自己実現ができるまち	1 相談支援の充実	(1) 相談支援体制の充実
		(2) 障がい者相談員活動の充実
		(3) 相談支援事業所間の連携強化
	2 障害福祉サービスの充実と質の向上	(1) 障害福祉サービス等の周知・情報提供
		(2) 適正な障害支援区分の認定
		(3) 障害福祉サービスへの苦情対応
3 特性に応じた支援の充実		
2 ライフステージに応じた支援がされるまち	1 障がいのある子どもへの支援	(1) 発達障がいの早期発見と支援
		(2) 障がいのある児童の保育
		(3) 障がいのある児童の療育
		(4) 障がいのある児童の学童保育
		(5) 共に学び支え合い実践する教育の充実
		(6) 自己の良さや可能性を認識し、学び、成長できる教育環境の整備
		(7) 多様な学びの場の工夫
		(8) 切れ目のない支援
		(9) 障がいのある子どもへの切れ目のない支援体制の構築
		(10) 医療的ケア児の支援体制の整備
	2 就労の支援	(1) 就労支援事業の充実
		(2) 職場体験実習
		(3) 福祉就労から一般就労への移行促進
		(4) 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進
		(5) 障害者就労施設への支援
	(6) 町内事業者における雇用の促進	
	(7) 町内の農業と連携した障がいのある人の就労の促進	
	(8) 役場における障がいのある人の雇用の促進等	
3 安心して地域で暮らし続けられるまち	1 多様な生活の場の整備	(1) グループホームの整備促進
		(2) 住まいの相談体制の促進
		(3) 地域移行の支援体制の検討
		(4) 緊急時の受入体制の整備
		(5) 一人暮らしの体験の機会・場の確保
	2 家族への支援体制の整備	(1) 在宅レスパイトの実施
		(2) 医療的ケア児等の家族の就労支援の実施
		(3)ペアレントトレーニングの実施
	3 災害時等の支援体制の充実	(1) 町内の事業所等におけるBCPの整備
		(2) 福祉避難所の整備・環境の充実
		(3) 避難行動要支援者登録名簿の作成・運用
		(4) 個別避難計画の作成・更新
		(5) 自主防災組織等との連携による支援体制の強化
	4 平時等の支援体制の充実	(1) 救急直接通報システム事業
		(2) 住宅火災通報システム事業
		(3) ヘルプマーク・ヘルプカードを活用した障がい者への支援と気づきの定着
		(4) 公共施設等のバリアフリー化整備の促進

4 共に支え合い地域とのつながりが実感できるまち	1 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進	(1) 障害者週間の周知及び取組
		(2) 障がいのある人への理解のための啓発活動
		(3) 障がいのある人の人権擁護に関する意識の啓発
	2 差別解消・権利擁護の推進	(1) 障害者差別解消法に基づく取組
		(2) 障害者虐待防止対策の実施
		(3) 障がいのある人の意思決定支援の推進
		(4) 虐待防止のための研修等の実施
		(5) 児童虐待防止に関する研修等の実施
		(6) 虐待・不正請求等悪質事業者等に対する適正措置の推進
	3 意思疎通支援の充実	(1) 視覚障がい・聴覚障がいのある人等への情報提供の充実
		(2) 町主催事業等への手話通訳者の設置
		(3) 町ホームページにおける情報アクセシビリティの向上
		(4) 障がい特性に応じた投票環境の整備
		(5) 意思疎通ボランティア活動の支援
	4 学習の機会と社会参加、地域交流機会の確保	(1) 障がいのある人と地域の相互交流の推進
		(2) 学習機会の確保
		(3) 互いを理解し認め合う学びの充実
(4) 障がいのある人向け図書館サービス		
(5) 障がいのある人のスポーツ・レクリエーションの普及・啓発		



## 第4章 施策の展開（日の出町障害者計画）

### 基本目標1. 自らの選択・決定による自己実現ができるまち

#### 1 相談支援の充実

障がいのある人が抱える様々な問題を解決する仕組みとして、日常的に相談できる環境の充実に向け、相談支援体制の充実や相談機関の連携強化等に取り組んでいきます。

主な取組（主な担当課）	
（1）相談支援体制の充実	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保のため基幹相談支援センターの設置を目指します。また、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の体制整備の構築に努めます。	子育て福祉課
（2）障がい者相談員活動の充実	
身体障がい者や知的障がい者及び家族などを対象に、相談業務や助言などのほか、それぞれの立場などの理解促進、関係機関の円滑な業務遂行を図ることで、障がい者の福祉の増進を図ります。	子育て福祉課
（3）相談支援事業所間の連携強化	
相談支援事業所実務担当者連絡会などの場を活用し、情報交換や事例検討などを行うことで、事業所間の連携・相談支援体制の強化を図ります。	子育て福祉課

#### 2 障害福祉サービスの充実と質の向上

障がいのある人が、住む場所やライフスタイルなどを自ら選択することにより自分らしく生きることができるよう、様々な自立のあり方に対する支援として、多様なニーズを踏まえながら、個々の状況に応じたきめ細かなサービスが提供できる体制の確保・充実を図っていきます。

主な取組（主な担当課）	
（1）障害福祉サービス等の周知・情報提供	
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、制度の周知と利用支援を行います。また、日常生活の支援その他のサービスが適切に利用できるよう支援します。	子育て福祉課
（2）適正な障害支援区分の認定	
障害者総合支援法の規定に基づき、障害支援区分の判定を中立・公正かつ専門的な立場で行う障害支援区分判定審査会を設置し、審査判定業務を行います。	子育て福祉課
（3）障害福祉サービスへの苦情対応	
事業者に対する苦情に適切に対応できるよう、地域福祉権利擁護事業や東京都に設置されている福祉サービス運営適正化委員会の活用等の周知に努めます。	子育て福祉課

### 3 特性に応じた支援の充実

障がいのある人へ効果的に支援するためには、その特性に応じた支援が重要となります。そのため、高次脳機能障がいや難病、強度行動障がいなど、個々の状況に即した支援の充実に取り組むとともに、必要に応じて、重度心身障がい者に対応した施設の整備を検討していきます。

また、発達障がいや医療的ケアを必要とする方への、ライフステージに応じた切れ目のない支援として、行政・関係機関・地域が連携して対応できるシステムの構築が必要です。そのため、様々な立場の人による協議の場において、効果的な支援策を検討し、対応を図っていきます。また、精神障がい者に対する支援体制の整備・充実を図るため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の検討を進めていきます。

## 基本目標2. ライフステージに応じた支援がされるまち

### 1 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもの健やかな成長においては、障がいのない子どもと地域の中でともに育っていくことができる環境が大切であるため、障がいの種類・程度・能力に応じて、乳幼児期から学齢期まで支援をし続ける療育・保育・教育が提供できる環境の充実や縦横の連携体制を強化し、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでいきます。

主な取組（主な担当課）	
<b>（１）発達障がいの早期発見と支援</b>	
乳幼児健康診査及び就学時の健康診断にあたり、発達障がいの早期の発見と支援に努めます。 就学時に配布する「就学支援シート」により、就学に向けた引継や教育的ニーズに応じた適切な支援に努めます。	いきいき健康課 学校教育課
<b>（２）障がいのある児童の保育</b>	
保育園で集団保育が可能な障がいのある児童の保育を実施します。	子育て福祉課
<b>（３）障がいのある児童の療育</b>	
発達につまずきのある就学前の児童に対し、自立を助長するために必要な指導及び訓練を実施します。	子育て福祉課
<b>（４）障がいのある児童の学童保育</b>	
学童保育所において、障がいのある児童の受入を実施します。	子育て福祉課
<b>（５）共に学び支え合い実践する教育の充実</b>	
全ての人々が、自分の大切さと他の人の大切さの両方を認めるとともに、全ての人々がかけがえのない存在として尊重され、社会生活の中で共に支え合い、一人ひとりが生きる喜びを感じることができるよう、教育活動を工夫・改善します。 そのために、全ての小中学校で、児童・生徒が、多様な他者や地域との関わりを通じた人権教育や障害者理解教育、福祉教育の充実を図ります。	学校教育課
<b>（６）自己の良さや可能性を認識し、学び、成長できる教育環境の整備</b>	
全ての小中学校で、個の状況に応じた指導・支援を行い、子ども一人ひとりが自ら判断、選択、決定ができる機会を確保します。また、特別な支援を必要とする子どもについて、教育に関わる全ての人と関係機関の当事者意識の醸成を図ります。 そのために、校内委員会による組織的対応の強化を図るとともに、「個別指導計画」に基づいた指導・支援を確実にを行います。また、学校だけで対応するのではなく、地域や関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。	学校教育課
<b>（７）多様な学びの場の工夫</b>	
特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が行えるよう重層的で多様な学びの場の充実を図ります。 そのために、通常の学級、支援教室、支援学級における教育的環境の充実を図り、多様な学びの場の充実に向けた取組を進めていきます。	学校教育課
<b>（８）切れ目のない支援</b>	
子ども一人ひとりが、自分らしさを発揮し、多様な他者と共に生きるために、子ども、保護者及び学校を継続的、包括的に支援できる体制の整備、充実を図ります。 そのために、校種間での教育支援計画の効果的な引継を行うとともに、保健センター、子ども家庭センターとの連携による、幼児期から学齢期につなぐ就学支援相談体制の整備を図ります。	学校教育課

<b>(9) 障がいのある子どもへの切れ目のない支援体制の構築</b>	
障がい（発達障がいを含む）のある子どもの乳幼児期から学校卒業後の円滑かつ継続的な支援を行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の機関の連携による相談・支援体制の構築を目指します。	子育て福祉課
<b>(10) 医療的ケア児の支援体制の整備</b>	
常時医療的ケアが必要な子どもが地域で安心して暮らしていけるよう、医療、保健、福祉、教育等の機関の連携による相談・支援体制の構築を目指します。	子育て福祉課

## 2 就労の支援

障害者雇用促進法による障がい者就労の促進を背景に、障がいのある人の就労意欲や企業の採用意欲が高まりを見せる中、企業及び障がいのある人に対する就労支援や就労定着支援のさらなる充実を図るとともに、関係機関などと連携を図りながら、きめ細かな支援に取り組んでいきます。

主な取組（主な担当課）	
<b>(1) 就労支援事業の充実</b>	
障がいのある人の一般就労の機会を拡大するとともに、障がいのある人が安心して働き続けることができるよう、身近な地域で就労面・生活面の支援を一体的に行います。	子育て福祉課
<b>(2) 職場体験実習</b>	
企業での職場体験実習が行えるよう町内・近隣の企業に協力を要請します。	子育て福祉課
<b>(3) 福祉就労から一般就労への移行促進</b>	
就労継続支援・就労移行支援事業者や様々な就労支援機関と連携し、福祉就労から一般就労への移行を促進します。	子育て福祉課
<b>(4) 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進</b>	
障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等から物品等の調達を推進するとともに、障がいのある人の一般就労の促進を図ります。	子育て福祉課
<b>(5) 障害者就労施設への支援</b>	
地域活動支援センターや障がい者支援施設で製作された共同作業所連絡会の作品展示、作品販売のために役場ロビーを提供します。 また、就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃アップのための取組を支援します。	子育て福祉課
<b>(6) 町内事業者における雇用の促進</b>	
町内事業者による障がいのある人の雇用の促進を図るために、障害者就労生活支援センターの地域開拓促進事業による働きかけを行うとともに、商工会等を通して、事業者の障がいのある人への理解、障がいのある人の雇用の促進を図ります。	子育て福祉課
<b>(7) 町内の農業と連携した障がいのある人の就労の促進</b>	
町内の農業分野での障がいのある人の就労実習等を促進すること等により、障がいのある人の就労と町内農業との連携づくりに取り組み、障がいのある人等の働く場所づくりを検討します。	産業観光課 子育て福祉課
<b>(8) 役場における障がいのある人の雇用の促進等</b>	
障害者活躍推進計画を策定し、役場における障がいのある人の雇用の促進を図るとともに、就業者の障がいに配慮した就業環境の整備に努めます。	総務課

## 基本目標3. 安心して地域で暮らし続けられるまち

### 1 多様な生活の場の整備

障がいのある人が地域で生活をしていくためには、生活基盤の確保が重要であるため、障がいのある人が安心して暮らせるグループホームなど、多様な生活の場の確保に取り組んでいきます。

また、「親亡き後」も、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる居住支援体制を整備し、地域ぐるみで障がいのある人の生活を支える環境を構築していきます。

主な取組（主な担当課）	
<b>（１）グループホームの整備促進</b>	
障がいのある人を対象とするグループホームについては、地域のニーズを勘案しながら、整備をすすめます。	子育て福祉課
<b>（２）住まいの相談体制の促進</b>	
住まいに関する相談については、相談支援事業所など、関係機関と連携して、お困りの状況にあった支援サービス情報の提供を行います。	子育て福祉課
<b>（３）地域移行の支援体制の検討</b>	
関係部署・関係機関と連携し、障がいのある人が安心して地域生活に移行できる支援体制の構築に向け、地域生活移行支援連絡会などを活用し、検討していきます。	子育て福祉課
<b>（４）緊急時の受入体制の整備</b>	
介護者の急病や障がいのある人の状態変化などの緊急時の受入や医療機関への連絡などの必要な対応を行う機能について検討していきます。	子育て福祉課
<b>（５）一人暮らしの体験の機会・場の確保</b>	
地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助（グループホーム）などの障害福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場の提供について、民間の共同生活援助施設との連携、協力体制の確保を検討していきます。	子育て福祉課

### 2 家族への支援体制の整備

障がいのある人の家族は、日頃の介護・支援を行っていることで、日常生活における負担が大きくなっていることから、家族の休息（レスパイト）を図るための事業の実施や、障がい児の家族に乳幼児期からの適切な支援を理解してもらうことで、障がい児の健やかな成長及び発達、その自立が図られるよう、家族支援の体制の構築に向け、取り組んでいきます。

主な取組（主な担当課）	
<b>（１）在宅レスパイトの実施</b>	
在宅の重症心身障がい児（者）や医療的ケア児に対し、訪問看護事業者による看護を行うことにより、家族の休息（レスパイト）を図り、心身の健康の向上につなげます。	子育て福祉課

<b>(2) 医療的ケア児等の家族の就労支援の実施</b>	
重症心身障がい児(者)や医療的ケア児を在宅で介護する家族の就労や就労活動中に、訪問看護事業者による看護を行うことにより、家族の就労支援につなげます。	子育て福祉課
<b>(3) ペアレントトレーニングの実施</b>	
障がいのある子どもを育てている人や関わりのある支援者を対象に、障がいへの理解を深めたり、支援者同士で交流しながら、様々な関わり方の手法や考え方などを習得してもらう講座を実施します。	子育て福祉課

### 3 災害時等の支援体制の充実

地震や風水害をはじめとする災害の発生時において、障がいのある人が安心・安全に生活し続けるためには、災害時の避難行動における様々なハンディキャップの解消や、有事の際の対応について、事前の準備を図っておく必要があることから、個別避難計画作成の推進、災害時におけるBCP（業務継続計画）の整備・充実や、情報提供体制の確保、地域における支援体制づくりなど、きめ細かな支援体制の構築に取り組んでいきます。

主な取組（主な担当課）	
<b>(1) 町内の事業所等におけるBCPの整備</b>	
町内の事業所等において、BCP（業務継続計画）に基づくサービスの提供を図ります。	子育て福祉課
<b>(2) 福祉避難所の整備・環境の充実</b>	
避難行動要支援者等の受入体制確保のため、福祉関連施設と災害時協定を締結するとともに、備蓄物資の整備を行います。	子育て福祉課
<b>(3) 避難行動要支援者登録名簿の作成・運用</b>	
避難行動要支援者から外部提供に関する同意を得た上で、その情報を名簿化し、避難支援等の実施に携わる関係者に提供することにより、平時から地域全体での支援体制の強化を図ります。	いきいき健康課 子育て福祉課
<b>(4) 個別避難計画の作成・更新</b>	
避難行動要支援者の個別避難計画を作成するとともに、年1回更新することで、災害時の速やかな避難を支援します。	いきいき健康課 子育て福祉課
<b>(5) 自主防災組織等との連携による支援体制の強化</b>	
要配慮者に関する講習等を実施し、町会・自治会ごとに組織される自主防災組織等の要配慮者支援体制の強化を図ります。	生活安全安心課

## 4 平時等の支援体制の充実

障がいのある人が日頃から自立した生活が送れるよう公共施設等のバリアフリー化を促進するとともに、緊急時にも安心が得られるように各種通報システムの整備を推進していきます。

主な取組（主な担当課）	
<b>（１）救急直接通報システム事業</b>	
ひとり暮らし等の重度身体障がいのある人等の緊急時における安全確保のため、救急直接通報システムを給付し、速やかな通報等を行います。	子育て福祉課
<b>（２）住宅火災通報システム事業</b>	
ひとり暮らし等の重度身体障がいのある人等の火災における緊急時の安全確保のため、住宅火災通報システムを給付し、速やかな通報等を行います。	子育て福祉課
<b>（３）ヘルプマーク・ヘルプカードを活用した障がい者への支援と気づきの定着</b>	
ヘルプマーク・ヘルプカードを広く周知、活用することにより、障がいのある人が安心して生活できるまちづくりを推進します。	子育て福祉課
<b>（４）公共施設等のバリアフリー化整備の促進</b>	
公共施設や公園、道路、歩行空間、移動環境などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン、インクルージョンの視点による整備を進めていきます。	子育て福祉課 まちづくり課 建設課 企画財政課 総務課 学校教育課

## 基本目標4. 共に支え合い地域とのつながりが実感できるまち

### 1 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進

障がい及び障がいのある人に対する理解の促進を図り、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支えながら暮らすことのできるまちをめざします。

主な取組（主な担当課）	
<b>（１） 障害者週間の周知及び取組</b>	
障害者週間の趣旨について広報等で周知するとともに、それに合わせて障がいのある人や障がいについての理解を深める取組を実施します。	子育て福祉課
<b>（２） 障がいのある人への理解のための啓発活動</b>	
障がいのある人や障がいについて理解を深めるため広報等での周知に取り組みます。	子育て福祉課
<b>（３） 障がいのある人の人権擁護に関する意識の啓発</b>	
障害者週間行事や各種イベント等を通じて、差別解消や虐待防止などの人権擁護の必要性について周知・啓発を図ります。	子育て福祉課

### 2 差別解消・権利擁護の推進

障がいのある人の差別解消や虐待防止、権利擁護に資する普及啓発の一層の充実を図り、障がいのある人が安心して暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

主な取組（主な担当課）	
<b>（１） 障害者差別解消法に基づく取組</b>	
障害者差別解消法の規定に基づき、障がいを理由とする不当な差別的扱いを行わないとともに、障がいのある人への合理的配慮を行います。 また、障がいのある人、町職員、民間事業者及び町民に対して法の周知に努めます。	子育て福祉課 総務課
<b>（２） 障害者虐待防止対策の実施</b>	
障がい者虐待の通報に対する対応及び虐待防止のための周知・啓発を適切に行います。	子育て福祉課
<b>（３） 障がいのある人の意思決定支援の推進</b>	
障がいのある人の意思決定の支援に配慮しつつ、障がいのある人及び家族等に対する相談支援、権利擁護のための施策が適切に行われるよう努めます。 また、国が定めた「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に沿った支援が行われるよう、事業者等への周知をさらに進めます。	子育て福祉課
<b>（４） 虐待防止のための研修等の実施</b>	
障がい者福祉施設や支援事業所などの職員向けに、障がい者虐待の防止と対応について学ぶ機会を提供し、障がい者虐待への適切な対応の確保と、虐待の起こらない環境の醸成に努めます。	子育て福祉課



<b>(5) 児童虐待防止に関する研修等の実施</b>	
児童虐待に関わる関係部署・関係機関の職員などを対象に、児童虐待防止への理解と援助技術を高める研修を実施し、虐待の未然防止、早期対応を行います。	子育て福祉課
<b>(6) 虐待・不正請求等悪質事業者に対する適正措置の推進</b>	
障がいのある人に対し、虐待を行った者や事業者に対し、改善をするよう指導します。また、障がい者に関するサービスで不当又は不正な請求を行った者や事業者に対し返還を求めます。 なお悪質な事例については、町ホームページ等に事業者・関係者氏名等を公表します。	子育て福祉課

### 3 意思疎通支援の充実

障がいのある人が地域で安心して住み続けていくため、意思疎通の推進によるコミュニケーション環境の充実を進めていきます。

主な取組（主な担当課）	
<b>(1) 視覚障がい・聴覚障がいのある人等への情報提供の充実</b>	
視覚障がいのある人に対する文字情報のバリアフリー化を図るため、音声コード付き又はデイジー方式によるパンフレット等を作成します。 聴覚障がいのある人等に向けた表現のわかりやすいパンフレット等を作成します。	子育て福祉課
<b>(2) 町主催事業等への手話通訳者の設置</b>	
各課で主催する町民向け事業、傍聴できる審議会等に、必要に応じて手話通訳者を設置するよう努めます。	子育て福祉課
<b>(3) 町ホームページにおける情報アクセシビリティの向上</b>	
ホームページで提供される情報や機能を誰もが支障なく利用できるような情報アクセシビリティの向上に努めます。	総務課
<b>(4) 障がい特性に応じた投票環境の整備</b>	
障がいのある人が円滑に投票することができるよう、障がい特性に応じた投票環境の整備に努めます。	総務課
<b>(5) 意思疎通ボランティア活動の支援</b>	
手話通訳、点訳、朗読の意思疎通ボランティアが活動できる場を提供するなど、ボランティア活動への支援を行うとともに、意思疎通ボランティア活動の普及に努めます。	子育て福祉課

## 4 学習の機会と社会参加、地域交流機会の確保

障がいのある・なしに関わらず、交流を深めることのできる活動や、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供・支援、学習機会の確保を図り、障がいのある人の生活がより充実したものとなる取組を進めていきます。

主な取組（主な担当課）	
<b>（１）障がいのある人と地域の相互交流の推進</b>	
地域が実施するイベント等に、障がいのある人やグループ等が共同参画することを支援し、障がいのある人と地域住民の交流を支援し、社会参加の場の充実、障がい及び障がいのある人に対する理解の促進を図ります。	文化スポーツ課
<b>（２）学習機会の確保</b>	
障がいのある人の自発的な学習活動の支援を進めていきます。	文化スポーツ課
<b>（３）互いを理解し認め合う学びの充実</b>	
<p>学び方の違いを互いに理解し、認め支え合えるよう、連続性のある学びの内容・方法を充実させ、子ども一人ひとりの安心な学校生活、学びや成長を支えていきます。</p> <p>そのために特別支援学校、支援学級や支援教室における、副籍交流、交流及び共同学習の充実を図ります。</p>	学校教育課
<b>（４）障がいのある人向け図書館サービス</b>	
通常の方法では図書館資料を利用できない人のために、録音・点字資料、大活字本等のサービスや、資料の宅配サービスを実施します。	文化スポーツ課
<b>（５）障がいのある人のスポーツ・レクリエーションの普及・啓発</b>	
文化スポーツ課による事業の中で障がいのある人が参加できるスポーツを取り入れるとともに、障がいのある人のスポーツ大会や体験教室を開催して、普及・啓発を図ります。	文化スポーツ課

## 第5章 数値目標と確保のための方策

### (第7期日の出町障害福祉計画・第3期日の出町障害児福祉計画)

#### 第1節 第6期計画の目標と実績

##### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《国の方針》	○令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ○令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
《町の方針》	○施設入所者の高齢化・重度化が進んでおり、地域生活支援拠点の整備と並行して、一人ひとりの状況を確認しながら、地域移行が図れるよう、支援を継続していきます。

##### 【第6期計画の実績】

項目	目標	実績	目標の考え方
令和元年度末時点の施設入所者数(A)	14人	14人	令和2年3月31日時点
地域生活移行者数	1人	0人	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人の目標値
施設入所者数(B)	13人	15人	令和5年度末の利用者の利用人員の見込
施設入所者の削減	1人	△1人	差し引き減少見込人数の目標値 (A) - (B)

##### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の方針》	○精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。 ○令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。 ○精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。
《町の方針》	○退院可能な状態にも関わらず、いわゆる「社会的入院」の状態にある人が地域生活に移行できるよう、一人ひとりの状態に合わせた支援を行います。 ○病院から地域への移行、そして安定した地域生活の継続を、一体化した支援で促進します。 ○病院から送り出す力と地域で受入生活を支える力を連携させるため、病院・保健所・地域移行促進事業所、及び町・自立支援協議会・

	<p>福祉関係者ネットワークの連携を強めていきます。</p> <p>○町が事務局を務める自立支援協議会の“精神障がい者地域移行促進部会”を中心にした協議の場で「保健・医療から地域を考える視点」と「障害福祉から地域を考える視点」の両視点の統合を目指します。</p>
--	---

【第6期計画の実績】

活動指標	目標			実績		
	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	3回	3回	0回	0回	0回
保健・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	12人	12人	0人	0人	0人
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	3回	3回	0回	0回	0回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人	0人	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	5人	5人	5人	13人	15人	18人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	1人	1人	0人	0人	0人

### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

《国の方針》	○令和5年度末までに各市町村又は各圏域に一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
《町の方針》	○引き続き、地域生活支援拠点等の整備を進めます。町内事業所の連携で面的整備型のバックアップしていく仕組みをつくっていきます。

【第6期計画の実績】

項目	目標	実績
地域生活支援拠点の整備	令和5年度末までに、福祉事業所ネットワークの構築による地域生活支援拠点の機能整備を近隣自治体とも調整を図りながら推進	近隣他市、西多摩地域等に打診し協働を働きかけたが調整できなかった。

#### 4 福祉施設から一般就労への移行促進

<p>《国の方針》</p>	<p>○令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。</p> <p>○就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.3倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。</p> <p>○令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p> <p>○令和5年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p> <p>○大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい。</p>
<p>《町の方針》</p>	<p>○福祉事業所間の連携や、障がい者就労・生活支援センターに配置された地域開拓促進コーディネーターの活用により、企業開拓や就労可能な障がいのある人の支援を行っていきます。</p>

#### 【第6期計画の実績】

項目	目標	実績	目標の考え方
令和元年度の一般就労への移行者	0人	4人	令和2年3月31日時点
一般就労への移行者数(A)	4人	8人 (見込)	就労移行支援事業等を通じて令和5年度中に一般就労に移行する人の目標値
うち、就労移行支援事業の利用者	2人	2人 (見込)	(A)のうち、就労移行支援事業を通じて令和5年度中に一般就労に移行する人数の目標値
うち、就労継続支援A・B型事業の利用者	2人	1人 (見込)	(A)のうち、就労継続支援A・B型事業の利用者を通じて令和5年度中に一般就労に移行する人数の目標値
一般就労への移行者が就労定着支援事業所を利用する人数	2人	2人 (見込)	(A)のうち、就労定着支援事業所を利用する人数の目標値
令和元年度の就労定着支援事業所数	1か所	0か所	令和2年3月31日時点
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数	1か所	0か所	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数の目標値

## 5 障がいのある児童の支援の提供体制の整備等

《国の方針》	<p>○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</p> <p>○令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>○令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</p> <p>○令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
《町の方針》	○国の基本指針や東京都の方針を踏まえ、児童発達支援センター等の設置に向けた取組等を推進します。

### 【第6期計画の実績】

項目	目標	実績
児童発達支援センターの設置	設置に向けた検討	検討中
保育所等訪問支援事業所の設置		
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置		
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置		
医療的ケア児について関係機関等が連携を図るための協議の場の設置		

## 6 相談支援体制の充実・強化

《国の方針》	○令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。また、これらの取組を実施するにあたっては、基幹型相談支援センターがその機能を担うことを検討する。
《町の方針》	○東京都への働きかけや近隣市町村との協働等も視野に入れて、基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保を目指します。また、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の体制整備の構築に努めます。

【第6期計画の実績】

項目	目標	実績
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保	設置に向けた検討	検討中

【第6期計画の実績】

活動指標	目標			実績		
	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	検討	検討	実施	未実施	未実施	0件
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	未実施	未実施	1件	未実施	未実施	0件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	未実施	未実施	1件	未実施	未実施	0件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	未実施	未実施	1件	未実施	未実施	0件

## 7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係わる体制の構築

《国の方針》	○令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。
《町の方針》	○東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加を通し、事業者に対して適切な指導を実施します。

【第6期計画の実績】

項目	目標	実績
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	体制構築	検討中

【第6期計画の実績】

活動指標	目標			実績		
	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修への町職員の参加人数	1人	1人	1人	1人	2人	4人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所や関係自治体と共有する体制の構築	検討	検討	検討	検討	検討	実施

## 8 発達障がい者等に対する支援

《国の方針》	○発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要である。
《町の方針》	○自立支援協議会等と連携し、発達障がい者等及びその家族等に対する支援や、当事者活動の促進に向けた取組を推進します。

### 【第6期計画の実績】

活動指標	目標			実績		
	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムへの参加人数	未実施	未実施	1人以上	未実施	未実施	0人
ペアレントメンターの養成講座の参加人数	未実施	未実施	1人以上	未実施	未実施	0人
ピアサポートの活動への参加人数	未実施	未実施	1人以上	未実施	未実施	0人



## 第2節 令和8年度に向けた成果目標

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《国の方針》	<p>○令和8年度末の福祉施設入所者数を令和4年度末時点の人数から5%以上削減することを基本とする。</p> <p>○令和4年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することとする。</p>
《町の方針》	<p>○施設入所者の高齢化・重度化が進んでおり、地域生活支援拠点の整備と並行して、一人ひとりの状況を確認しながら、地域移行が図れるよう、支援を継続していきます。</p>

#### 【第7期計画の成果目標】

項目	目標	目標の考え方
令和4年度末の施設入所者数	14人	(A)
【目標値】入所者数の削減見込	1人	国の指針を踏まえ、令和4年度末時点の人数(A)から5%削減することを目標とします。 (B) : (A) × 5%
【目標値】地域生活への移行者数	1人	国の指針を踏まえ、令和4年度末の施設入所者数の6%が地域生活へ移行するものとして設定します。 (A) × 6%
令和8年度末の施設入所者数(見込)	13人	(A) - (B)

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の方針》	<p>○令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。</p> <p>○令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。</p> <p>○令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とすることを基本とする。</p>
《町の方針》	<p>○退院可能な状態にも関わらず、いわゆる「社会的入院」の状態にある人が地域生活に移行できるよう、一人ひとりの状態に合わせた支援を行います。</p> <p>○病院から地域への移行、そして安定した地域生活の継続を、一体化した支援で促進します。</p> <p>○病院から送り出す力と地域で受入生活を支える力を連携させるため、病院・保健所・地域移行促進事業所、及び町・関係機関・各種協議体の連携を強めていきます。</p>

【第7期計画の成果目標】

活動指標	目標		
	R6年度	R7年度	R8年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	3回	3回
保健・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	12人	12人
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	3回	3回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	5人	5人	5人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	1人	1人	1人

### 3 地域生活支援の充実

《国の方針》	<p>○令和8年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備も含む）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置することにより効果的な支援体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
《町の方針》	<p>○引き続き、地域生活支援拠点等の整備を進めます。町内事業所の連携で面的整備型のバックアップしていく仕組みをつくっていきます。</p>

【第7期計画の成果目標】

活動指標	目標		
	R6年度	R7年度	R8年度
地域生活支援拠点等の設置数	0か所	0か所	1か所
コーディネーターの配置人数	0人	0人	1人
地域生活支援拠点等の支援の実績等の検証及び検討の実施回数	0回	0回	1回

#### 4 福祉施設から一般就労への移行

<p>《国の方針》</p>	<p>○令和8年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>○就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和8年度中に令和3年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上、概ね1.28倍以上とする。</p> <p>○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。</p> <p>○就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。</p> <p>○就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。</p> <p>○都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。</p>
<p>《町の方針》</p>	<p>○福祉事業所間の連携や、障がい者就労・生活支援センターに配置された地域開拓促進コーディネーターの活用により、企業開拓や就労可能な障がいのある人の支援を行っていきます。</p>

#### 【第7期計画の成果目標】

項目	目標	目標の考え方
令和3年度の年間一般就労移行者数（基準値）	6人	(A)
【目標値】令和8年度の年間一般就労移行者数	8人	令和3年度の一般就労への移行実績(A)の1.28倍以上とすることを目標とします。 (A) × 1.28
就労移行支援事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数（基準値）	1人	(B)
【目標値】就労移行支援事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	2人	令和3年度の一般就労への移行実績(B)の1.31倍以上とすることを目標とします。 (B) × 1.31
就労継続支援A型事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数（基準値）	0人	(C)
【目標値】就労継続支援A型事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	1人	令和3年度の一般就労への移行実績(C)の1.29倍以上とすることを目標とします。 (C) × 1.29
就労継続支援B型事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数（基準値）	0人	(D)

【目標値】就労継続支援B型事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	1人	令和3年度の一般就労への移行実績（D）の1.28倍以上とすることを目標とします。 （D）×1.28
-------------------------------------	----	--

【第7期計画の成果目標】

活動指標	目標		
	R6年度	R7年度	R8年度
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	50%	50%	50%

項目	目標	目標の考え方
令和3年度末の就労定着支援事業の利用者数	0人	（A'）
【目標値】令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	1人	就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍とすることを目標とします。 （A'）×1.41
【目標値】就労定着支援事業による職場定着率	25%	国の指針を踏まえ、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目標とします。

活動指標	目標		
	R6年度	R7年度	R8年度
雇用及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回
雇用及び福祉関係者による協議の場の参加者数	8人	8人	8人

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

《国の方針》	<p>○児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。</p> <p>○障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設</p>
--------	--

	置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
《町の方針》	○国の基本指針や東京都の方針を踏まえ、児童発達支援センター等の設置に向けた取組等を推進します。

【第7期計画の成果目標】

項目	目標
児童発達支援センターの設置	設置に向けた検討
保育所等訪問支援事業所の設置	
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置人数について関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	
障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	

## 6 相談支援体制の充実・強化

《国の方針》	○令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。
《町の方針》	○東京都への働きかけや近隣市町村との協働等も視野に入れて、基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保を目指します。また、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の体制整備の構築に努めます。

【第7期計画の成果目標】

項目	目標
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制（包括的支援体制）の確保	設置に向けた検討

【第7期計画の成果目標】

活動指標	目標		
	R6年度	R7年度	R8年度
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	検討	検討	実施
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	未実施	未実施	1件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	未実施	未実施	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	未実施	未実施	1件
協議会による個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	実施	実施	実施
基幹相談センターの設置	0	0	1

## 7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係わる体制の構築

《国の方針》	○令和8年度末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。
《町の方針》	○東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加を通じ、事業者に対して適切な指導を実施します。

【第7期計画の成果目標】

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	体制構築

【第7期計画の成果目標】

活動指標	目標		
	R6年度	R7年度	R8年度
東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修への町職員の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所や関係自治体と共有する体制の構築	実施	実施	実施

## 第3節 障害福祉サービス等の見込量と確保策

### 1 訪問系サービス

#### ■ サービスの種類と概要

居宅介護 (ホームヘルプ)	日常生活に支障のある身体・知的・精神に障がいのある人や障がいのある児童を対象に、ホームヘルパーが自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	重度の知的・精神の障がいのある人や障がいのある児童が行動するときに、自傷、異食、徘徊等による危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	移動が著しく困難な視覚障がいのある人を対象に、外出時における移動の援護や通院同行、移動に必要な情報提供を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人を対象に、事業者が「サービス等利用計画」に基づいて、居宅介護（ホームヘルプ）等の複数のサービスを包括的に提供します。

#### ■ サービスの必要見込量

過去の利用実績や障がい者数を踏まえて、各サービスの必要見込量を算出しています。

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援の合計	人数	29人	28人	28人	28人	28人	28人
	時間	1,003時間	910時間	920時間	920時間	920時間	920時間

※1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための方策	サービス利用者は前計画期間中、28～29人で、サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、慢性的な事業所不足とヘルパー不足の解消に向け、提供体制の確保に努めます。
-------------	--

## 2 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

サービス内容	常に介護を必要とする人に、実情に応じて障害者支援施設等の施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供を行います。
--------	---

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人数	33人	32人	33人	33人	33人	33人
	時間	622人日分	594人日分	634人日分	634人日分	634人日分	634人日分

※1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための方策	サービス利用者は前計画期間中、32～33人で、微増傾向にあります。今後も特別支援学校の卒業生や地域移行後の日中活動の場の確保等による新規利用者も見込み、安定したサービスを継続して提供できるよう、各事業所と連携しながら提供体制の拡充に努めます。
-------------	---

### (2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

サービス内容	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
--------	--

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
機能訓練	人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	時間	0人日分	0人日分	0人日分	5人日分	5人日分	5人日分

※1か月当たりの利用者数、サービス量

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活訓練	人数	1人	0.1人	0.4人	1人	1人	1人
	時間	14人日分	1人日分	7人日分	14人日分	14人日分	14人日分

※1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための方策	サービス利用者は前計画期間中、自立訓練（機能訓練）が0人、生活介護（生活訓練）が1人となっています。引き続き、サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、提供体制の確保に努めます。
-------------	---



### (3) 就労移行支援

サービス内容	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
--------	--

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人数	2人	3人	3人	3人	3人	3人
	時間	47人日分	55人日分	48人日分	48人日分	48人日分	48人日分

※1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための方策	サービス利用者は前計画期間中、2～3人で、今後も特別支援学校の卒業生や障がい者就労・生活支援センターの事業に伴う新たな利用ニーズへの対応に向けて、安定したサービスを継続して提供できるよう、各事業所と連携しながら提供体制の拡充に努めます。
-------------	--

### (4) 就労継続支援(A型・B型)

サービス内容	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>A型（雇成型）は、利用者と事業者が雇用関係を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>B型（非雇成型）は、一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を提供し、雇用への移行に向けた支援を行います。</p>
--------	--

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
A型 （雇成型）	人数	3人	3人	3人	3人	3人	3人
	時間	56人日分	57人日分	66人日分	66人日分	66人日分	66人日分

※1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための方策	サービス利用者は前計画期間中、3人で、今後も特別支援学校の卒業生や障がい者就労・生活支援センターの事業に伴う新たな利用ニーズへの対応に向けて、安定したサービスを継続して提供できるよう、各事業所と連携しながら提供体制の拡充に努めます。
-------------	--

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
B型 （非雇用型）	人数	41人	45人	48人	48人	48人	48人
	時間	663人日分	751人日分	838人日分	838人日分	838人日分	838人日分

※1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための 方策	サービス利用者は前計画期間中、41人～48人で推移し、今後も特別支援学校の卒業生や障がい者就労・生活支援センターの事業に伴う新たな利用ニーズへの対応に向けて、安定したサービスを継続して提供できるよう、各事業所と連携しながら提供体制の拡充に努めます。
-----------------	--

#### (5) 就労定着支援

サービス内容	利用者が就職してから、少なくとも6か月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適應への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による相談支援を行います。
--------	---

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人数	1人	2人	3人	3人	3人	3人

※1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための 方策	サービス利用者は前計画期間中、1～3人で、利用のニーズの増加に対応できるよう、各事業所と連携しながら提供体制の拡充に努めます。
-----------------	---

#### (6) 就労選択支援

サービス内容	障がい者が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
--------	---

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人数	—	—	—	—	2人	2人

※1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための 方策	今後開始される予定のサービスであり、利用開始後は、必要とされる方の希望に対応できるよう、各事業所と連携しながら、円滑に利用できるよう努めます。
-----------------	---

### (7) 療養介護

サービス内容	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
--------	---

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人数	1人	2人	2人	2人	2人	2人

※1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための 方策	サービス利用者は前計画期間中、1～2人で、医療が必要な重度の障がい者に対応できる専門的な医療機関の施設が限られているのが現状ですが、今後の利用者のニーズに合わせ、サービス提供事業者の情報提供等を行い、利用者が円滑に利用できるよう努めます。
-----------------	---

### (8) 短期入所(ショートステイ)

サービス内容	自宅で介護している人が病気等の理由で、一時的に介護できない場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
--------	---

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型	人数	7人	8人	11人	11人	11人	11人
	時間	36人日分	39人日分	59人日分	59人日分	59人日分	59人日分

※1か月当たりの利用者数、サービス量

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型	人数	0.3人	0人	0人	1人	1人	1人
	時間	2人日分	0人日分	0人日分	4人日分	4人日分	4人日分

※1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための方策	サービス利用者は前計画期間中、福祉型が7～11人・医療型が1人となっています。介護者の高齢化等に伴いニーズが高まることが予想されることから、今後も、サービス提供事業者の確保に向けた働きかけを継続します。
-------------	---

### 3 居住系サービス

#### (1) 共同生活援助(グループホーム)

サービス内容	身体・知的・精神の障がいのある人が生活を行う住居で、家事、生活等に関する相談又は助言、就労先等関係機関との連絡、その他必要な日常生活上の援助を行います。
--------	--

サービスの見込量		第6期計画(実績)		(見込)	第7期計画(見込)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助(グループホーム)	人数	35人	39人	42人	42人	42人	42人

※1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための方策	サービス利用者は前計画期間中、35人～42人で、引き続き、利用を希望する方々のニーズの把握に努めるとともに、日中支援型グループホームの設置の検討も行っていきます。
-------------	---

#### (2) 施設入所支援

サービス内容	主に夜間、介護を必要とする身体・知的・精神の障がいのある人を対象に、入所施設において夜間における居住の場を提供します。
--------	---

サービスの見込量		第6期計画(実績)		(見込)	第7期計画(見込)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人数	15人	15人	15人	15人	15人	15人

※1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための方策	サービス利用者は前計画期間中、15人で横ばいです。地域移行支援は、広域的な事業でもあるため、今後は国や東京都の指針などを踏まえつつ、町の実情に即して施設入所者の地域移行を図っていきます。
-------------	---

(3) 自立生活援助

サービス内容	入所支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した人、又は地域で継続して生活を送ることが困難である人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
--------	--

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人数	0人	0人	0人	0人	1人	1人

※ 1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための方策	サービス利用者は前計画期間中の利用実績はありませんが、サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、計画期間内に提供体制の整備を行っていく予定です。
-------------	--

## 4 相談支援

### (1) 計画相談支援

サービス内容	障がいのある人や障がいのある児童の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かいケアマネジメントを行うことを目的に、サービスを利用する全ての障がいのある人を対象に「サービス等利用計画」を作成します。また、支給決定時の作成と決定後の一定期間ごとに計画の見直しを行います。
--------	---

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人数	24人	23人	25人	25人	25人	25人

※1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための方策	サービス利用者は前計画期間中、23人～25人で、各事業所と連携しながら提供体制の拡充に努めるとともに、相談支援体制の質の向上を図ります。
-------------	--

### (2) 地域移行支援

サービス内容	障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がいのある人、もしくは精神科病院等に入院している精神障がいのある人で、比較的症状が安定している入院・入所者の実態に即して、退院・退所や社会復帰に向けた支援を行います。また、入院・入所者の一人ひとりの状況や、どれだけの方がサービスを必要としているかについて、各関係機関・協議体等との連携を図りながら、実態を把握し、より具体的な支援方法の検討に努めます。さらに、公営住宅の提供等住居の確保や、その他地域生活への移行に関する様々な相談や支援を検討します。
--------	---

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人

※1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための 方策	サービス利用者は前計画期間中の利用実績はありませんが、引き続き、各関係機関・協議体等との連携を図りながら、実態把握と地域移行支援を担う指定一般相談支援事業所の整備を検討していきます。
-----------------	---

### (3) 地域定着支援

サービス内容	<p>地域移行支援サービスを利用後、退院・退所して地域において単身等で生活する障がいのある人や、家族との同居から単身生活に移行した障がいのある人、地域生活が不安定な障がいのある人を対象に、24 時間の連絡体制を確保し、医療と福祉の包括的な支援、日中活動、各種サービスの利用、住まいの場に関する継続的な支援を行います。</p> <p>また、緊急事態にも相談、訪問、対応等を行うとともに、地域住民との交流促進を図る等、安定した地域生活が継続できるよう支援します。</p>
--------	---

サービスの見込量		第 6 期計画（実績）		（見込）	第 7 期計画（見込）		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域定着支援	人数	0.8 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

※ 1 か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための 方策	サービス利用者は前計画期間中の利用実績は 1 人未満ですが、引き続き、各関係機関・協議体等との連携を図りながら、実態把握と地域定着支援を担う指定一般相談支援事業所の整備を検討していきます。
-----------------	--

## 5 障害児通所支援サービス

### (1) 児童発達支援

サービス内容	未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練を行います。
--------	---

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人数	2人	4人	5人	5人	5人	5人
	時間	17人日分	22人日分	23人日分	23人日分	23人日分	23人日分

※1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための方策	サービス利用者は前計画期間中は2人～5人で、引き続き、サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、提供体制の確保に努めます。
-------------	---

### (2) 医療型児童発達支援

サービス内容	未就学の障がいのある児童（上肢・下肢又は体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。
--------	--

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型児童発達支援	人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	時間	0人日分	0人日分	0人日分	22人日分	22人日分	22人日分

※1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための方策	前計画期間中にサービスの利用実績はありませんでしたが、引き続き、サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、提供体制の整備を検討します。
-------------	---

### (3) 放課後等デイサービス

サービス内容	就学中の障がいのある児童に、授業終了後又は夏休み等の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
--------	--



サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人数	18人	19人	23人	23人	23人	23人
	時間	250人日分	238人日分	301人日分	301人日分	301人日分	301人日分

※1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための方策	サービス利用者は前計画期間中、18人～23人で、引き続き、サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、提供体制の確保に努めます。
-------------	---

#### (4) 保育所等訪問支援

サービス内容	保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
--------	--

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人数	0.08人	0人	0人	0人	1人	1人

見込量確保のための方策	前計画期間中にサービスの利用実績は、ほとんどありませんが、近隣の市町村の利用実績等を調べながら、利用ニーズを把握し、児童発達支援を利用されている方が気軽に利用できるような体制の整備を検討します。
-------------	---

#### (5) 障害児相談支援

サービス内容	障害児通所支援の利用申請手続において、障害児支援利用計画案の作成等を行ったり、通所支援開始後に、一定の期間ごとに利用計画が適切であるかどうかのモニタリングを行い、見直し等の援助を行います。
--------	--

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人数	5人	5人	9人	10人	10人	10人

※1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための方策	サービス利用者は前計画期間中、5～9人で、引き続き、サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、提供体制の確保に努めます。
-------------	--

(6) 居宅訪問型児童発達支援

サービス内容	重度の障がい等の状態にある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
--------	-----------------------------------

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	時間	0人日分	0人日分	0人日分	22人日分	22人日分	22人日分

※1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための方策	前計画期間中にサービスの利用実績はありませんが、引き続き、サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、提供体制の整備を検討します。
-------------	--

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

サービス内容	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーター（相談支援専門員等）を配置します。
--------	---

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児コーディネーター	人数	0人	0人	0人	0人	0人	1人

※1か月当たりの利用者数、サービス量

見込量確保のための方策	コーディネーターの配置については、医療的ケア児について関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を含めて、近隣市町村と連携しながら検討します。
-------------	---

## 6 その他の障害福祉サービス

補装具費の支給	身体機能を補い、継続して使用される補装具（義肢、装具、車いす等）の購入費や修理費についての給付を行います。補装具の種別等について、情報提供も行います。
自立支援医療	身体に障がいのある児童の生活能力を得るための医療（育成医療）、身体に障がいのある人の更生のための医療（更生医療）、精神障がいのある人が入院しないで受ける医療（精神障害者通院医療）の提供を、東京都や医療機関と連携して行います。
療養介護医療	医療を必要とし、常時介護を必要とする身体に障がいのある人に、医療施設から療養介護における医療の提供を行います。都内では、国立精神・神経医療研究センターで対応していることから、必要に応じて連携を図ります。

## 第4節 地域生活支援事業等の見込量と確保策

### 1 地域生活支援事業

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

サービス内容	社会福祉協議会と協同して地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
--------	--

サービスの見込量	第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施

#### (2) 自発的活動支援事業

サービス内容	社会福祉協議会と協同して障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。
--------	--

サービスの見込量	第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施

#### (3) 相談支援事業

サービス内容	障がいのある人の相談支援は、障がい者就労・生活支援センターをはじめとする各サービス事業所での相談体制や関係機関・各種協議体においても相談支援体制の充実に向けた取組を行っています。 また、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援等の相談支援サービス事業も開始されているため、就労支援と生活支援を統括した総合的な相談支援センターの設置に向けて検討を進めます。
--------	--

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①障がい者相談支援事業	箇所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所

見込量確保のための方策	障がいのある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスに係る情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行います。処遇困難事例についても、町、関係機関・各種協議体等が緊密に連携し、対処法を検討していきます。
-------------	--

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
②基幹相談支援センター	箇所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所

見込量確保のための方策	相談支援機能の充実に向けて、身体、知的、精神障がいのある人への相談を総合的に行う機関として、東京都への働きかけや近隣市町村との共同等も視野に入れ、基幹相談支援センターの設置を目指します。 また、困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を目指します。
-------------	---

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
③住宅入居等支援事業（住民サポート事業）		未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施

見込量確保のための方策	障がいのある人や高齢者が賃貸契約による一般住宅への入居支援が必要な場合、入居時及び入居継続のための支援体制をつくります。また、公的保証人制度や家賃補助制度を創設します。
-------------	--

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
④地域自立支援協議会設置・運営事業	箇所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

見込量確保のための 方策	<p>日の出町地域自立支援協議会の円滑な運営に努め、個別事例の検討を通じた地域課題の把握や、困難事例への対応のあり方の協議、相談支援事業者を含む地域関係機関の協力を得た各部会での協議等、相談支援体制の充実に向けた幅広い取組を行います。</p> <p>また、精神科病棟での社会的入院の方の地域移行に関する協議・地域生活拠点事業の設置についても重点的に取り組み、今後も継続して関係機関や各部会間、また、近隣自治体の自立支援協議会との連携を図りながら、取組を強化していきます。</p>
-----------------	---

#### (4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

サービス内容	<p>成年後見制度は認知症高齢者や知的又は精神に障がいがある等の理由で判断能力が不十分な人の権利と財産を守る制度です。制度の利用が有効と認められる知的又は精神障がいのある人に対して、制度の周知に努めるとともに、後見等の申立て費用及び後見人等の報酬の助成を通じて、制度の利用促進を支援し、これらの人々の権利擁護を実施します。</p> <p>また、広報、相談、利用促進、後見人支援等の機能を担う中核機関を整備した後、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制づくりや、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動支援の基盤づくりを目指します。</p>
--------	---

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	件	0件/年	0件/年	0件/年	1件/年	1件/年	2件/年
成年後見制度法人後 見支援事業		—	—	—	検討	検討	実施

見込量確保のための 方策	<p>社会福祉協議会内に、「成年後見センターひので」が開設されたことや、今後のニーズが高くなることを踏まえ、他自治体の事例等を参考に助成制度や、利用の推進体制を整備していきます。</p>
-----------------	---

#### (5) コミュニケーション支援事業（意思疎通支援）

サービス内容	<p>聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。</p>
--------	---

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	件	2件/年	2件/年	1件/年	2件/年	2件/年	3件/年
要約筆記者派遣事業	件	0件/年	0件/年	0件/年	1件/年	1件/年	1件/年

見込量確保のための方策	事業者等と連携し、サービスの提供に支障が生じないように必要量を確保します。
-------------	---------------------------------------

#### (6) 日常生活用具給付事業

サービス内容	重度の身体・知的・精神の障がいのある人や障がいのある児童を対象に、日常生活上の便宜を図るため、生活支援用具等を給付します。用具の支給にあたっては、正しい情報提供が行われるように努めます。
--------	---

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件	1件/年	1件/年	1件/年	2件/年	2件/年	3件/年
自立生活支援用具	件	3件/年	3件/年	3件/年	2件/年	2件/年	2件/年
在宅療養等支援用具	件	1件/年	0件/年	0件/年	2件/年	2件/年	2件/年
情報・意思疎通支援用具	件	0件/年	0件/年	0件/年	2件/年	2件/年	2件/年
排泄管理支援用具	件	336件/年	366件/年	405件/年	410件/年	420件/年	430件/年
住宅改修費	件	0件/年	3件/年	0件/年	2件/年	2件/年	2件/年

見込量確保のための方策	事業者等と連携し、給付に支障が生じないように必要量を確保します。
-------------	----------------------------------

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス内容	東京都が実施する、手話奉仕員（聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した人）の養成・研修を行います。
--------	---

サービスの見込量	第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

見込量確保のための方策	引き続き、事業の継続に努めます。
-------------	------------------

(8) 移動支援事業

サービス内容	屋外での移動に困難がある身体・知的・精神の障がいのある人や障がいのある児童を対象に、外出ヘルパーによる移動支援を行います。
--------	---

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人数	58人	57人	57人	57人	60人	60人

※1か月当たりの利用者数

見込量確保のための方策	サービス利用者は前計画期間中、57人程度の利用が見られます。今後も、移動支援を提供する事業所等と連携し、ヘルパーの充足、ニーズへの対応を図ります。
-------------	---

(9) 地域活動支援センター事業

サービス内容	<p>地域活動支援センターの基本事業として、障がいのある人に対し、通所により創作的活動や生産活動の機会を提供するほか、社会との交流の促進等により、障がいのある人の地域生活支援に努めます。</p> <p>また、地域活動支援センターⅡ型による本事業の機能強化として、雇用・就労が困難な在宅で生活をしている障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練を実施します。</p>
--------	---



サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	人数	35人/日	24人/日	24人/日	30人/日	30人/日	30人/日
	設置数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

見込量確保のための方策	サービス利用者は前計画期間中、24～35人/日となっていました。引き続き、サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、提供体制の確保に努めます。
-------------	---

(10) その他の地域生活支援事業

①日中一時支援事業	在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人や障がいのある児童の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援の充実を図ります。
-----------	--

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①日中一時支援事業	人数	0人/月	1人/月	1人/月	2人/月	2人/月	2人/月

見込量確保のための方策	サービス利用者は前計画期間中は1人/月となっていました。他のサービス等の利用状況を踏まえながら、介護者の負担軽減に向けて適切な支援が行える体制の構築を目指します。また、今後はサービスの介護者の派遣や介護者宅での預かり介護のあり方についても検討していきます。
-------------	--

②福祉ホーム事業	障がいのある人に対し、低額な料金で日常生活に適合するような居室、その他の設備を提供します。
----------	---

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
②福祉ホーム事業	人数	2人/月	2人/月	2人/月	3人/月	3人/月	4人/月

③障害者交通費助成事業	障がいのある人の移動を支援するため、交通費の助成を行います。⑥腎臓機能障害者交通費助成事業との整合を図り、見直しを行います。
-------------	--

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
③障害者交通費助成事業	人数	71人/年	73人/年	75人/年	80人/年	80人/年	80人/年

④自動車運転教習費助成事業	障がいのある人が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。
---------------	---------------------------------------

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
④自動車運転教習費助成事業	人数	0人/年	0人/年	2人/年	1人/年	1人/年	1人/年

⑤身体障害者自動車改造費助成事業	身体に障がいのある人で、就労等に伴い自動車を取得する場合、自家用車の改造に対する費用の一部を助成します。
------------------	--

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑤身体障害者自動車改造費助成事業	人数	0人/年	2人/年	0人/年	1人/年	1人/年	1人/年

⑥腎臓機能障害者交通費助成事業	腎臓機能に障がいのある人が、医療のため自動車等の交通機関を利用する場合に、経済的負担軽減のため交通費の一部を助成します。③障害者交通費助成事業との整合を図り、見直しを行います。
-----------------	--

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑥腎臓機能障害者交通費助成事業	人数	38人/年	34人/年	40人/年	40人/年	40人/年	40人/年

⑦心身障害者福祉手帳	町内在住で20歳以上の在宅生活を送る心身に障がいのある人に対して、町の制度として手当の支給を行います。
------------	---

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑦心身障害者福祉手帳手当	人数	112人/年	114人/年	120人/年	120人/年	120人/年	120人/年

⑧特殊疾病福祉手当	特殊疾病患者に福祉手当を支給することにより、患者の福祉の増進を図ります。
-----------	--------------------------------------

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑧特殊疾病福祉手当	人数	166人/年	153人/年	170人/年	170人/年	170人/年	170人/年

⑨訪問入浴サービス	町内に住む6歳以上65歳未満の人で、身体障害者手帳1級又は2級を所持し、ホームヘルプサービス等の事業を利用している入浴が困難であり、かつ医師が入浴可能と認めている人を対象に、洗体や洗髪、入浴に関するサービスを提供します。
-----------	--

サービスの見込量		第6期計画（実績）		（見込）	第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑨訪問入浴サービス	人数	0人/年	0人/年	0人/年	1人/年	1人/年	2人/年

### 第1節 計画の推進体制

---

#### 1 推進体制の連携・協力

町内関係部門、町内事業所等との連携・協力により、本計画の円滑な推進を図ります。

#### 2 国・東京都・近隣市町村等との連携

本計画に定めた各種事業の推進にあたっては、国・東京都・近隣市町村、及び秋川流域（あきる野市、日の出町、檜原村）の関係機関等との連携を図りながら、総合的な施策の推進に取り組めます。

#### 3 当事者団体等との連携

本計画における施策の推進にあたっては、各当事者団体や障がいのある人の意見を考慮しながら推進していきます。

## 第2節 計画の進行管理と評価

---

### 1 計画の進行管理と評価

計画の進行管理と評価にあたっては、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）の考え方を活用し、中間期と終期に実績を把握、評価し、自立支援協議会への報告、意見の聴取などを実施します。

### 2 見込量確保の方策

障害福祉サービスについては、本計画に定めたサービス見込量の確保を図るため、希望する利用者の把握と、提供するサービスの周知に努めるとともに、近隣市町村にある事業所や施設との調整によりサービスの充実を図ります。

地域生活支援事業については、既存サービスの一層の充実を図ります。

就労支援に関しては、関係機関等との連携による障がいのある人の雇用に対する理解促進に努め、障がいのある人の自立を支援する環境づくりを推進します。また、障がい者就労・生活支援センターの活動に伴い、潜在的なニーズの掘り起こしが見込まれる中、必要なサービス量を確保できるよう、事業所等と連携を図ります。

人材確保に向けては、東京都や関係機関・団体等と連携しながら、専門人材等の確保・育成、現場の負担軽減に向けた取組を推進します。

## 1 日の出町障害者計画策定委員会設置要綱

令和2年6月18日  
告示第70号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の2に規程する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に規程する市町村障害児童福祉計画を策定するために、「日の出町障害者計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 障害者計画等の策定に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 障害者団体の関係者
- (2) 社会福祉団体の関係者
- (3) 有識者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画策定までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によって選任する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員を委嘱又は任命後の最初の委員会は、町長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じて委員会に委員以外の関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は、必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、子育て福祉課内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 2 日の出町障害者計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属	適用区分	備考
1	沖 紀子	手をつなぐ親の会会長	障害者団体	
2	宮城 政代	日の出町社会福祉協議会 福祉推進課長	社会福祉団体	
3	杉浦 友和	日の出町自立支援協議会 定例会会長	有識者	
4	佐々木 富美子	日の出町民生・児童委員協議会 障害福祉部会長	有識者	副委員長
5	宮岡 初枝	日の出町障害支援区分判定審査 会委員	有識者	委員長
6	山崎 達彦	東京都立あきる野学園主幹教諭	関係行政機関	
7	鈴木 晶子	東京都西多摩保健所保健対策課 課長代理	関係行政機関	
8	宮田 和利	日の出町障害者地域活動支援セ ンター 所長	関係行政機関	
9	平崎 一美	日の出町教育委員会学校教育課 指導室長	関係行政機関	

## 3 策定経過

年月	事項	主な内容
令和5年6月26日	第1回日の出町障害者計画 策定委員会	・アンケート案について ・計画策定について
令和5年11月27日	第2回日の出町障害者計画 策定委員会	・アンケート結果報告 ・現行計画評価報告 ・計画素案等について
令和6年1月12日	第3回日の出町障害者計画 策定委員会	・計画素案等について ・パブリックコメント実施に ついて
令和6年2月5日～ 2月16日	パブリックコメント	・計画素案に対する住民意見 の公募
令和6年2月22日	第3回日の出町障害者計画 策定委員会	・パブリックコメント結果に ついて ・計画案について



## 4 用語解説

用語	内容
<b>あ 行</b>	
愛の手帳 (療育手帳)	知的障害者福祉法により知的障がいと判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。
アセスメント	一般的には環境分野において使用される用語。福祉の分野では第1段階において、利用者が何を求めているのか正しく知ること、そしてそれが生活全般の中のどんな状況から生じているかを確認すること、援助活動を行う前に行われる評価、利用者の問題の分析から援助活動の決定までのことを指し、援助活動に先立って行われる一連の手続き。
移動支援	地域生活支援事業の一つ。円滑に外出できるよう、移動を支援する。
一般就労	障がい者の就労の種類の一つ。労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企業への就労のこと。
<b>か 行</b>	
協働	住民活動団体・事業者及び行政がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって、対等な立場で努力し、ともに取り組むこと。
居宅介護（ホームヘルプサービス）	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等、生活全般にわたる援助を行う障害福祉サービス。
グループホーム (共同生活援助)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う障害福祉サービス。地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において数人の知的障がい者や精神障がい者、身体障がい者などが、一定の経済的負担を負って共同で生活し、同居または近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が行われる。
ケアマネジメント	障がい者が社会生活を送る上で必要とする複数のニーズを適切な社会資源と結びつける手続き全体のこと。アセスメント（事前評価）、ケア計画の作成・実施、フォローアップなどの支援サービスを行う。
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
コミュニケーション (意思疎通) 支援事業	地域生活支援事業の一つ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する。
工賃	一般的には「物を製作、加工する労力に対する手間賃」のことを指す。障がい者が就労継続支援事業所等の仕事で収益を生んだ場合に、労働成果として支払われるもの。
合理的配慮	障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障がい者の特性にあわせて催し物の座席を決めたりするなど、様々な対応が考えられる。
<b>さ 行</b>	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う障害福祉サービス。

用語	内容
肢体不自由	身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。
児童発達支援	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う障がい児通所支援。福祉型と医療型がある。
市民後見人	親族以外の市民による後見人。市民後見人は、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や住民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う障害福祉サービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。
就労継続支援（A・B型）	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。雇用手型（A型）と非雇用手型（B型）がある。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言を行う障害福祉サービス。
手話通訳者	話の内容やその場で起こっている音を手話に、または手話を音声に変換して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格し、聴覚障がい者の社会参加を支援するための専門家。
障害者基本法	障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
障害児福祉計画	児童福祉法の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務づけられている。
障害者計画	障害者基本法の規定に基づき、都道府県・市区町村が策定する計画で、障がい者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるもの。
障害者差別解消法	障害者基本法の基本的な理念に沿って、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置（＝合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障がいのある人もない人も、ともに暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
障害者週間	「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された。毎年12月3日から12月9日までの1週間となっている。

用語	内容
障害者総合支援法	障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。
障害福祉計画	障害者総合支援法の規定に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務づけられている。
ショートステイ	「短期入所」を参照。
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。機能訓練と生活訓練の2種類がある。
自立支援医療	障がいに係る公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分される。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する障害福祉サービス。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分される。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。
成年後見制度利用支援事業	地域生活支援事業の一つ。障害福祉サービスを利用する知的障がい者や精神障がい者に対し、権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う。
相談支援事業	地域生活支援事業の一つ。障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する。
<b>た 行</b>	
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、一時的に短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事その他の必要な介護等を行う障害福祉サービス。
地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う障害福祉サービス。
地域生活支援事業	障がい者が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。移動支援事業や、成年後見制度利用支援事業等。

用語	内容
特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。平成19年の学校教育法改正前は、盲学校、聾学校及び養護学校だった。
<b>な 行</b>	
難病	難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。 このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。
日常生活自立支援事業	判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい等）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行う制度。
日常生活用具給付事業	地域生活支援事業の一つ。障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。
<b>は 行</b>	
発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどが含まれる。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）となるものを除去すること。
ピアサポート	障がい者自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障がい者の相談・支援に応じ、問題の解決を支援することをいう。ピア＝仲間の意味。
避難行動要支援者	障がい者等の防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられた。
福祉就労	障がい者の就労形態の一つ。各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。
福祉避難所	市町村が、災害時に、自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設などが指定される。
ペアレントトレーニング	障がい児の保護者や支援者等が、子どもの特性を理解し、具体的な実践をすることで、問題行動を減少させ、保護者等の心理的ストレス等を改善していくもの。
ペアレントプログラム	子育てに困難さを感じる保護者や障がい児を支援する支援者等が、子どもの特性を理解し、適切な対応を学ぶことで、子育てや支援を前向きな気持ちで向き合えるようにするプログラム。
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する障がい児通所支援。

用語	内容
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
補装具	身体障がい者の身体の一部の欠損または機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするために用いられる器具の総称。主なものとして、義肢、装具、盲人用安全つえ、補聴器、車いすなどがある。
<b>や 行</b>	
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスによって提唱された概念。
要約筆記	難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。
<b>ら 行</b>	
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う障害福祉サービス。

日の出町障害者計画

第7期日の出町障害福祉計画 第3期日の出町障害児福祉計画

発行年月：令和6年3月

---

発行：日の出町役場

編集：子育て福祉課 地域支援係

〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地

TEL：(042) 597-0511 (代)

FAX：(042) 597-4369

---